

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 | | |
|----|------|--------------------------|----|----|---|------|---|--|--|--|------|--------------------------|--|--|---|
| | 資料名 | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 全般 | | | | | | | | | | | 過去の施設全体の収入、費用およびその内訳の開示 | 施設全体の収入、費用およびその内訳を頂戴したく存じます。今回、施設においても県と文化振興事業団（以下事業団）で過去管理が分かれていたことから、全体の収入を示して頂き、その収入の内訳においては（大ホール、小ホールなどの区画ごと）、さらにそこから細分化して実際にその区画で演目等の開催を行った興行者ごとで、来場者数も合わせて開示をお願いしたく存じます。また費用においてもできるだけ細かく開示を御願ひしたく存じます。開示に関しては開業年から直近までで、単位は円で御願ひいたします | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。各内訳等については、開業年から円単位で整理している資料はありませんので、守秘義務対象資料の関連資料をご確認ください。 | |
| 2 | 全般 | | | | | | | | | | | 過去の施設全体の収入の享受者、費用の負担者の開示 | 今後の施設から上がってくる収入に関して、県（もしあれば）、事業団、東海放送会館（駐車場の一部区分所有者）、運営者がそれぞれ誰がどの部分の収入を享受可能なかをできるだけ細分化して一覧表にして頂戴したく存じます。同様に、費用に関しても県、事業団、東海放送会館（駐車場の一部区分所有者）、運営者が誰がどの部分を負担するのかの一覧表をできるだけ細かく開示をお願い致します | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 | |
| 3 | その他 | | | | | | | | | | | | PFI事業化後に「愛知芸術文化センター運営会議」の位置づけはどうか | | 「愛知芸術文化センター運営会議」は、愛知芸術文化センターの適切な運営を図ることを目的に、県が開催しているものですが、県の組織体制の内容であるため、現段階で今後の位置づけに関する回答は出来かねます。「愛知芸術文化センター運営会議」が引き続き開催される場合は、事業者が担う愛知芸術文化センターの運営に関して、報告等の対応を依頼することが想定されます。 [参考：愛知芸術文化センター運営会議] https://www.pref.aichi.jp/soshiki/geibun-c/uneikaigi-profile.html |
| 4 | その他 | | | | | | | | | | | | 愛知県文化振興事業団のHPには 令和6年4月1日 愛知県美術館など一部を除く愛知芸術文化センター（栄施設）の第3期指定管理受託（期間は令和11年3月31日までの5年間）となっているが、契約を破棄するということが | 指定管理期間の短縮を想定しています。 | |
| 5 | その他 | | | | | | | | | | | | 県と事業者において広報・情報発信の役割はどのように分担されるのか？また、危機管理広報の主体はどちらが担当するか？ | 危機管理広報を含む、広報・情報発信の主体は、事業者に担っていただくこととなります。 | |
| 6 | 募集要項 | | 5 | 24 | 3 | (6) | ③ | | | | | ③ 事業者の所有する資産等 | 実施方針第67条(2)では「新規投資又は更新投資に先立ち…」という記載がございます。この時点では次期事業者は決まっていないと思いますので、県が買取するか否かを、投資判断をする前に県が示していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 質問に「実施方針」とあるのは「実施契約書案」と読み替えて回答いたします。次期事業者の決定の有無によらず、新規投資又は更新投資に先立ち、県において買取の要否を判断します。 | |
| 7 | 募集要項 | | 6 | 15 | 3 | (8) | ① | | | | | ① 運営に係る費用負担 | 県の定める上限額20,172,926円の根拠について、別添「A1_県の運営に係る費用負担上限額と参考内訳」を参照しても、算定の基となる現事業者(文化振興事業団)は非課税団体で、民間PFIとなることで発生する事業所税等が算入された形跡がありません。本件PFIで事業所税等が発生する場合、想定外の費用として上限額が増額されますでしょうか。 | 「20,172,926円」を「20,172,926千円」と読み替えて回答いたします。事業所税等が発生した場合には事業者においてご負担ください。本事業は、事業者の幅広い能力・ノウハウによる収益の向上及び経費の節減を期待しており、これまで県が行ってきた運営をそのまま事業者が実施することを想定しておりません。事業者が実施することにより別途発生する費用がある場合でも、それを上回る収益の向上及び経費の節減を期待しています。 | |
| 8 | 募集要項 | | 8 | 22 | 3 | (10) | ③ | | | | | ③ ネーミングライツ | 運営開始準備期間中にネーミングライツは実施可能か？2026年4月からか、2027年4月からか？ | 2027年4月からとします。 | |
| 9 | 募集要項 | | 8 | 26 | 3 | (10) | ③ | | | | | ③ ネーミングライツ | 「愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン」によれば、ネーミングライツ料は施設ごとに希望価格を設定するとありますが、県が設定している希望価格があるようでしたらお示しください。 | 県で設定している希望価格はありません。 | |
| 10 | 募集要項 | | 8 | 32 | 3 | (11) | ① | | | | | ① 更新投資等の内容 | 改修の範囲について。具体的にはB2Fのオートブラザガラス壁面の撤去（又はドアの撤去）も不可か？ | 法令等を遵守の上、撤去することは可能です。 | |
| 11 | 募集要項 | | 9 | 1 | 3 | (11) | ② | | | | | ② 投資完了後の取扱い | 「投資完了後、当該部分の所有権を県に無償で帰属させた上で…」という記載がありますが、運営権設定対象施設に対してSPCが追加投資を行った場合、所有権は県に帰属するかと思いますが、SPCのPLとBS上ではどのように計上することになりますでしょうか。例えば、BS上運営権という名目で資産計上し、PL上は減価償却費を計上するという理解で合ってますでしょうか。 | 会計処理は、応募者において会計の専門家にご確認ください。 | |
| 12 | 募集要項 | | 9 | 11 | 3 | (12) | | | | | | (12) 事業者が支払う本事業の運営権対価 | 「県が指定した期日」とはいつ頃を想定されていますでしょうか。 | 現時点で具体的な想定はございません。運営権対価の提案をする場合には、その提案に合わせて、希望の時期を記載してください。 | |
| 13 | 募集要項 | | 9 | 14 | 3 | (13) | | | | | | (13) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属 | 「事業者の創意工夫によって生じる経費削減による収益については、原則としてその全額を事業者に帰属させる」という記載がありますが、経費削減のみだけではなく営業努力による収益向上も、条件に含めていただけないでしょうか。 | 収益向上分について、プロフィットシェアが発動する場合には該当する収益向上分の一部は県に帰属します。 | |
| 14 | 募集要項 | | 9 | 17 | 3 | (13) | | | | | | (13) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属 | 「県と事業者で合意する各年度の計画収入」とは、県による各年度の負担額を除く、【様式D-2-③】運営・維持管理業務の収入明細表の各年度合計額を示すという理解でよろしいでしょうか？ ※県の負担額は年度計画から増減が無いと思われるため | 「県と事業者で合意する各年度の計画収入」は、各期の収支計画及び前事業年度の収支実績をそれぞれ踏まえ、各事業年度で収入および支出の計画を県と事業者の合意により定めます。詳細は、実施契約書案第54条を参照してください。 | |
| 15 | 募集要項 | | 10 | 8 | 4 | (1) | ② | | | | | ② 構成企業及び協力企業の取扱い | 「緊急を要する場合に限り、構成企業（代表企業を除く。）及び協力企業の変更…」という記載がございます。コスト削減の一貫で協力業者の変更、または協力業者のパフォーマンス不足による協力業者の変更等を実施したい際も、取り扱い条件に含めていただけますでしょうか。 | 構成企業、協力企業の変更について、募集要項を修正します。構成企業、協力企業とも、県が承認した場合に限り、随時変更できるものとします。 | |
| 16 | 募集要項 | | 19 | 23 | 7 | (1) | ① | | | | | ① 不可抗力 | いわゆる「1%ルール」が適用されるとの認識でよろしいでしょうか？ その場合、1%の分母に該当する数字は県負担額でしょうか？ | 公共請負約款に定められるいわゆる「1%ルール」は本件には関係しません。実施契約書案第52条に基づき分担しますので、同条をあらためてご確認ください。 | |
| 17 | 募集要項 | | 19 | 31 | 7 | (1) | ① | | | | | ① 不可抗力 | 「県が定める基準以上の保険」とありますが、具体的にお示しください。 | 「県が定める基準以上の保険」はございません。募集要項を修正します。 | |
| 18 | 募集要項 | | 20 | 8 | 7 | (1) | ③ | | | | | ③ 特定法令等変更 | 特定法令等変更の項目に、損失の補償、または合意延長を行うことで損失の補償とする場合があるという記載がございます。金銭による補償か合意延長による補償かは、県と事業者の協議したうえで判断するという認識でよろしいでしょうか。 | 金銭の県負担については、実施契約書案第50条第4項の適用可否によります。事業期間の延長をするかどうかは、県と事業者との合意によります。 | |
| 19 | 募集要項 | | 22 | 3 | 8 | (1) | | | | | | (1) 目的と枠組 | ファシリテーターはSPCの構成企業から選ばれることはないという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ファシリテーターは、第三者機関の構成員若しくはそれ以外の適切な主体を選定します。詳細は、実施契約書案別紙5 ガバナンス体制の別添2 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る第三者機関設置要綱第15条を参照してください。 | |
| 20 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 1 | | | | | | | | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 開業準備期間中にSPCは興行収入をあげられるのでしょうか。またプロフィットシェアとロスシェアは適用されるのでしょうか。 | 運営事業開始準備業務期間は、愛知県芸術劇場の運営を現指定管理者（文化振興事業団）が実施しているため、興行は実施できません。 | |
| 21 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 3 | 1 | | | | | | | 1 概要 | シェアの対象となる「各年度の実績収入」とは、県負担額を除く、劇場利用収入・劇場入場料収入（自主事業）・劇場雑収入・アートスペース利用料収入・賃料収入・その他の収入（賛助会員収入等）であり、様式D-2-③で提案する各年度の収入という理解でよろしいでしょうか。 | シェアの対象となる「各年度の実績収入」には、県負担額も含まれます。対象は、様式D-2-②のうち「統括管理業務」「運営事業開始準備業務」の費用を除いた金額になります。ただし、「各年度の実績収入」は、「各事業年度の翌事業年度の4月10日までに、当該事業年度における募集要項 別紙3に定める対象となる業務の収入の合計額」となりますので、様式D-2-③で提案いただく収入と乖離する場合がございます。詳細は、実施契約書案第57条をご参照ください。 | |
| 22 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 3 | 1 | | | | | | | 1 概要 | 算出の根拠となる「各年度の計画収入」とは、【様式D-2-②】の県負担額を含めた営業収入全額が対象となるかの理解でよろしいでしょうか。また本規定は運営事業開始準備期間も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 21の回答を参照してください。 | |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 | |
|----|-------------|--------------------------|----|----|-----|------|----|---|-----|------|--------------------------|--|--|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | |
| 23 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 5 | 1 | | | | | | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | プロフィットシェア及びロスシェアの対象外となるものは、任意事業だけであるという認識でよろしいでしょうか。 | 対象外となるものは、「統括管理業務」「運営事業開始準備業務」「任意事業」となります。 |
| 24 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 7 | 1 | | | | | | 1 概要 | 対象となる業務として3業務を対象としているが、プロフィット&ロスシェアは、その合計を対象とするか、各々の業務に対して個別に対象とするか？ | プロフィット及びロスシェアの対象とする収入は、対象とする業務の収入の合計額となります。ただし、愛知県芸術劇場の運営業務のうち、愛知県芸術劇場の自主事業に関する業務については、事業者提案により事業内容が大きく異なることが想定されるため、個別に条件を定める予定です。詳細は、実施契約書案第57条をご参照ください。 |
| 25 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 1 | 17 | 2 | | | | | | 2 プロフィットシェアの留意点 | 「・収支黒字の実績額を超える・・・」の詳細が知りたい。 ※図解説明をいただけると有難い。 | 計画収入を実績収入が上回る場合でも、実績支出が増加した場合に、プロフィットシェアを適用させると、赤字になる可能性がございます。そのため、当該年度の事業者の収支黒字の実績額を上限としています。図解説明に関しては、ご意見として承ります。 |
| 26 | 募集要項 | 別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて | 2 | 3 | 4 | | | | | | 4 プロフィットシェア及びロスシェアの手順 | 「原価開示」とは、SPCへの発注額との理解でお間違えないでしょうか。 | 「原価開示」の対象は、実施契約書案別紙10 表1をご確認ください。また、プロフィットシェア及びロスシェアの適用にあたっては、要求水準の達成状況等を確認するため、必要に応じて、収支情報等の開示を求める場合がございます。 |
| 27 | 添付資料1 要求水準書 | | 6 | 13 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (2) | イ | イ 運営権設定対象施設 | 本施設のうち、愛知県美術館、アートライブラリー（地下1階）とありますが、地下1階の書庫については運営対象外で、1階のアートライブラリーについては運営対象内で用途変更についても可能という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 添付資料1 要求水準書 | | 8 | 4 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | | (3) 運営権設定対象施設の貸付 | 本事業の貸付対象となる現在の飲食等契約者との契約内容について、開示していただくことは可能でしょうか？（設備・備品や内装等の所有権・保守、撤退時の原状復帰、敷金の設定など） | 現在は、地方自治法に基づく「行政財産使用許可」により、貸付を行っています。各事業者への行政財産使用許可の条件については、守秘義務資料対象資料のNo. 0D1031_行政財産の使用許可（文化振興事業団）～ No. 0D1031_行政財産の使用許可（neuet）をご確認ください。 |
| 29 | 添付資料1 要求水準書 | | 8 | 7 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (4) | | (4) 事業期間終了時の取扱い | 事業者の変更時における利用料金収入の取り扱いについて（申請済みで未利用の分について）、本事業の開始時には、文化振興事業団が予約を受付けた分の利用料金を事業者が引継ぎ、本事業の終了時には、事業者が予約を受付けた利用料金を次期運営事業者に引き継ぐ、という考え方でよろしいでしょうか。 | 「実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日までに、文化振興事業団が受け付けた運営開始日以降の利用申込み及び送付した利用許可書の内容」については、利用料金を事業者が引継ぐことを想定しております。詳細は要求水準書50頁(2) 予約管理業務をご参照ください。本事業終了時の事業者が予約を受付けた利用料金の取扱いについては、現時点では不確定要素が多いことから、「次期事業者選定後、事業期間終了後の施設の利用に関する予約の取扱いについて、速やかに次期事業者と協議すること。」としています。詳細は要求水準書9頁(カ)をご参照ください。 |
| 30 | 添付資料1 要求水準書 | | 8 | 16 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (4) | イ | イ 運営権設定対象施設 | 「なお、事業者は、実施契約に定める要件及び手続により、運営権設定対象施設の更新投資として、投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。）を行った場合、事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を県が負担すること（以下、当該負担金額を「残存価値相当費用」という。）を求めることができる。」とありますが、「残存価値相当費用」の具体的算出方法についてご教示ください | 項目により考え方が異なるため、具体的算出方法は明らかになりません。投資を行う際に県と協議して決めることとなります。 |
| 31 | 添付資料1 要求水準書 | | 8 | 18 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (4) | イ | イ 運営権設定対象施設 | 事業者による投資の結果、残存価値費用を県が負担するとの。一方で16ページ4行目には、当該部分の所有権を県に無償で帰属させるとある。投資結果の取り扱いに矛盾があるように見受けられるが、どう理解すればよいのか？ | 要求水準書16頁における「投資完了後の取扱い」は原則を示すものであり、例外として県があらかじめ同意した投資については、要求水準書8頁(4)イの記載のとおりです。 |
| 32 | 添付資料1 要求水準書 | | 8 | 21 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 2 | (4) | イ | イ 運営権設定対象施設 | 残存価値相当費用の負担についてですが、対象が「事業期間内の投資回収が困難であって、事業終了日以降に残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資であると県が認める投資であること等」と記載されていますが、上回る受益か否かの判断はどのようにされるのでしょうか。 | 投資の効果が事業期間を超えて及ぶ場合に、事業期間終了後において、残存価値相当費用を下回る受益しか認められない場合（すなわち事業期間後に赤字相当分が予測される場合）に該当するか否かにより判断する予定です。 |
| 33 | 添付資料1 要求水準書 | | 10 | 17 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 4 | (1) | | (1) 関係行政機関等との連携 | 国際芸術推進室と文化事業団の事務室を引き続き設置することとありますが、別添の図面上で示されている黄色の枠で示されている箇所を継続して使用する予定で、変更する可能性はないということでしょうか。 | 変更する予定はありません。国際芸術推進室と文化振興事業団の事務室については、黄色の枠内に集約し、事務室として使用する予定です。ただし、関係者専用の会議室については、事業者と協議の上、利用する予定です。現状は7階に関係者専用の会議室を設けていますが、事業者提案により移設・廃止する場合は、運用等を別途協議する予定です。 |
| 34 | 添付資料1 要求水準書 | | 10 | 26 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 4 | (1) | | (1) 関係行政機関等との連携 | 文化振興事業団が所有する公演等に必要な物品・道具等の詳細を一覧にしたものがありましたら、開示していただけますでしょうか。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 35 | 添付資料1 要求水準書 | | 10 | 26 | 第1章 | 第2節 | 第2 | 4 | (1) | | (1) 関係行政機関等との連携 | 文化振興事業団が所有する公演等に必要な物品・道具の保管場所の候補がありましたらご教示ください。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 36 | 添付資料1 要求水準書 | | 15 | 3 | 第1章 | 第6節 | 第1 | 1 | (1) | | (1) 総則 | 更新投資等について、どの段階から着手してよいでしょうか。施設への影響の有無によって変わるのであれば事前にご教示ください。 | 更新投資については、運営開始日以降から実施が可能です。運営事業開始準備業務期間中に、施設への投資を行う場合は、別途、県と協議の上、実施可否を判断するものとします。なお、この場合には、県から使用許可等を得る必要があります。 |
| 37 | 添付資料1 要求水準書 | | 15 | 4 | 第1章 | 第6節 | 第1 | 1 | | | 1 更新投資等の内容 | (1)では「県の事前の承認を得た上で」となっており、(2)では「自らの判断」となっていますが、どちらが正しいでしょうか。 | 更新投資の実施にあたっては、県の事前承認が必要です。要求水準書を修正します。 |
| 38 | 添付資料1 要求水準書 | | 15 | 16 | 第1章 | 第6節 | 第1 | 1 | (2) | | (2)更新投資内容 | 原則認められない事例として、「ウ 固定観客席を大きく減らすもの」という記載がございます。具体的な割合や数がありましたら、ご教示ください。 | 具体的な限度の想定はありませんが、2027年度以降にすでに利用予約をしている利用者への影響がなく、それ以降もホール利用者の理解が得られる範囲での変更と考えています。具体的な案があれば競争的対話にてご質問ください。 |
| 39 | 添付資料1 要求水準書 | | 15 | 38 | 第1章 | 第6節 | 第1 | 1 | (6) | イ | (6) 施設台帳及び完成図面等の管理 | 「施設管理・資産管理を適切に・・・電子媒体で管理すること」と記載がありますが、現在管理している電子媒体を引き継ぎ、管理をする認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、竣工図などの図面等は、現状、一部紙媒体のみで管理しております。 |
| 40 | 添付資料1 要求水準書 | | 16 | 28 | 第1章 | 第8節 | | | | | 第8節 図面その他の資料の貸与等 | 「修繕等により、資料に記載される本施設の内容に変更が生じた場合は、事業者は速やかに更新した資料を作成し、本施設の現状と更新の内容・更新時期等を把握できるように適切に管理」とありますが、事業者が実施した修繕が対象という認識でよいでしょうか。 | 県が実施した修繕も含まれます。本施設全体の現状と更新の内容・更新時期等を把握できるよう県が実施した修繕の内容を事業者と共有します。 |
| 41 | 添付資料1 要求水準書 | | 17 | 4 | 第1章 | 第9節 | | | | | 第9節 損害賠償、保険への加入 | 現在加入されている保険の内容について、詳しくお示しください。 | 県が加入している保険については、「別紙3（守秘義務資料）愛知県が加入する保険内容」をご確認ください。指定管理者（文化振興事業団）が加入している保険については、劇場関係で公立文化施設貸館対応興行中止保険（公益社団法人全国公立文化施設協会）、施設関係で公立文化施設賠償責任保険（公益社団法人全国公立文化施設協会）に加入しています。保険内容の詳細は、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 42 | 添付資料1 要求水準書 | | 17 | 4 | 第1章 | 第9節 | | | | | 第9節 損害賠償、保険への加入 | 「当該保険に継続して加入すること」とありますが、継続で加入しなければいけない保険をご教示ください。 | 当該保険とは、「事業者がその責に帰すべき理由により、県や利用者及び来場者、その他の関係者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償しなければならない。」ために加入すべき保険であり、具体的に加入すべき保険内容は事業者の判断となります。そのため、県から特定の保険内容は指定しませんが、対人・対物賠償保険のほか、「興行中止保険」などを想定しています。 |
| 43 | 添付資料1 要求水準書 | | 17 | 5 | 第1章 | 第9節 | | | | | 第9節 損害賠償、保険への加入 | 事業期間中の火災保険は県が加入しているという記載がございましたが、SPCによる費用負担はないという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 44 | 添付資料1 要求水準書 | | 17 | 10 | 第1章 | 第9節 | | | | | 第9節 損害賠償、保険への加入 | 損害賠償能力の有無について、現在はどうのように確認されているのでしょうか。その基準等についてお示しください。 | イベントの内容に応じて求められる基準が異なるため、統一的な基準はありません。例えば、イベント申請時の第三者賠償責任保険への加入有無の確認等を想定しています。 |
| 45 | 添付資料1 要求水準書 | | 17 | 30 | 第1章 | 第12節 | 第2 | | | | 第2 施設利用料金 | 事業者が設定した利用料金は、2027年4月1日利用分より適用されますか。 | 新しい利用料金の適用は、最短で運営権の設定を受ける予定の2027年4月1日となります。運営事業開始準備期間中に事業者が新たに受け付ける利用申込については、2027年4月1日利用分から事業者が設定した新しい利用料金を適用することを想定しています。一方、現指定管理者の文化振興事業団が既に受け付けし、事業者に引き継ぐ予定の2027年4月1日以降の利用申込分については、受付時点での既存の利用料金を適用することとなります。なお、新しい利用料金の適用にあたっては、愛知県議会の議決や県公報による公告等の諸手続きや、利用者への周知期間等を考慮する必要があります。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-------------|----|----|-----|------|-----|---|-----|---|--|------------------------------------|--|---|
| | 資料名 | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | |
| 46 | 添付資料1 要求水準書 | 17 | 33 | 第1章 | 第12節 | 第2 | | | | | 第2 施設利用料金 | 一般申込の区分で入場料が無料又は少額の公演等の利用料金についてですが、愛知芸術文化センター条例で規定する使用料の原則1.2倍を上限とすると記載がございます。人件費高騰や物価上昇分については、別途上乗せできるという認識でよろしいでしょうか。 | 一般申込の区分で入場料が無料又は少額の公演等の利用料金について、消費税の変更等、法令等によるものについては、利用料金の変更について協議することが可能ですが、人件費高騰や物価上昇分による利用料金の上乗せは想定していません。ただし、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により運営・維持管理業務に係る費用が不適当となった場合は、実施契約書別紙8「物価変動に基づく運営費用負担額の改定」に従い運営費用負担額を改定します。 |
| 47 | 添付資料1 要求水準書 | 22 | 16 | 第2章 | 第2節 | 第2 | 2 | (2) | ア | | (2) コストマネジメント業務 | オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式との事ですが、構成員として参画される企業やその業種によってマネジメントフィーの考え方は様々です。事業者決定後、県と協議の際に事業者の主張が通らない可能性があるのでしょうか。 ※事業者撤退リスクがあります。 | 「マネジメントフィーの考え方」などについて、ご要望がある場合は、今後実施される競争的対話で、具体的な条件等をお示しの上、ご質問ください。 |
| 48 | 添付資料1 要求水準書 | 22 | 25 | 第2章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | イ | | (3) 文書等の作成及び管理 | 「建築物、設備及び備品について・・・作成し、保管すること」と記載がありますが、現在管理している台帳を引き継ぎ管理する認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 添付資料1 要求水準書 | 23 | 1 | 第3章 | | | | | | | 第3章 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務 | ①清掃業務、②警備業務、③設備員常駐業務、④施設利用受付等案内業務⑤案内・電話交換業務について、各業務の常駐員のシフトを、1年間分、1か月分ごとに、開示をお願いします。また上記5つ以外に、常駐スタッフがいる業務があれば、その業務名とシフトを開示ください。 | 「設備員常駐業務」は「建築設備保守管理業務」と読み替えて回答します。 守秘義務対象資料に該当資料を追加します。 |
| 50 | 添付資料1 要求水準書 | 23 | 1 | 第3章 | | | | | | | 第3章 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務 | 清掃業務、警備業務、設備員常駐業務について、各業務の作業工程表、1年間分、1か月分ごとに、開示をお願いします。 | 清掃業務・警備業務に関して、作業工程は、愛知芸術文化センター内各施設の稼働状況によりルート等の調整はありますが、原則仕様書・作業基準表のとおりとなっています。 「設備員常駐業務」は「建築設備保守管理業務」と読み替えて回答します。作業工程の参考として、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 51 | 添付資料1 要求水準書 | 27 | 21 | 第3章 | 第2節 | 第7 | 3 | (1) | | | 第7 警備業務 3 業務の詳細 | 日常的な警備と、イベント警備の年間支出をそれぞれ直近3年間分ご教示ください。コロナ禍の影響がある場合は、コロナ禍以前（2019年度、2018年度）も参考に教示ください。 | 日常的な警備については、守秘義務対象資料に設計書（金額抜き）を追加いたします。イベントに関連する警備については、外部主催者等が判断し、警備対応の体制を整えるため、本警備業務には含まれていません。 |
| 52 | 添付資料1 要求水準書 | 27 | 21 | 第3章 | 第2節 | 第7 | 3 | (1) | | | 第7 警備業務 3 業務の詳細 | 常駐警備、イベント時の特別警備、ともに再委託は可能でしょうか？ | 再委託は可能です。 |
| 53 | 添付資料1 要求水準書 | 27 | 22 | 第3章 | 第2節 | 第7 | 3 | (1) | | | 第7 警備業務 3 業務の詳細 | 24時間の有人警備を基本とするとされておりますが、品質を担保する前提の元、有人の代わりに機械警備を導入してもよろしいでしょうか。 | 機械警備の導入に伴い、有人警備の配置人数の増減についてご提案いただくことは可能ですが、24時間の有人警備は必須とします。 |
| 54 | 添付資料1 要求水準書 | 27 | 22 | 第3章 | 第2節 | 第7 | 3 | (1) | | | 第7 警備業務 3 業務の詳細 | 警備員の人数算出のため、立哨・詰所のポイント数と時間帯、夜勤ポスト、防災センター勤務ポストのご開示をお願いします。 | 現在の実施体制は、守秘義務対象資料のNo. 31121_警備業務_常駐をご参照ください。 |
| 55 | 添付資料1 要求水準書 | 28 | 25 | 第3章 | 第2節 | 第8 | 3 | (2) | | | 第8 植栽維持管理業務 3 業務の詳細 | 「必要に応じて剪定」とありますが、剪定枝処理について、処理費用は資料「04_事業団 再委託業務一覧★」の委託費に含まれていますでしょうか。年間の処理費をご開示ください。 | 処理費用も含まれています。守秘義務対象資料に設計書（金額抜き）を追加いたします。 |
| 56 | 添付資料1 要求水準書 | 29 | 13 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 1 | | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 1 基本的な考え方 | 「劇場等の利用料金の変更等に伴い、芸術文化情報システムの改修が必要となる場合には、事業者の責任及び負担において行うこと」とありますが、本公募における利用料金設定変更の際にも事業者負担となりますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 57 | 添付資料1 要求水準書 | 31 | 3 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (4) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | 「(4)事業者は、芸術文化情報システムに係る機器の保守・管理を行う」とありますが、愛知県美術館の作業範疇についても事業者が管理するのでしょうか。 | 「愛知県美術館の作業範疇」が示す内容が不明確ですが、「愛知県美術館」が芸術文化情報システムを利用する際の問い合わせへの対応や映像編集システム及び編集機器を利用して愛知県美術館と連携した広報番組を作成していただきます。なお、愛知県美術館専用のシステムは、今回の保守・管理等の対象外であり、本公募で提示しているリストからも除外して提示しております。 |
| 58 | 添付資料1 要求水準書 | 31 | 6 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (5) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | 芸術文化情報システムの映像編集システム及び編集機器で広報番組の作成を行う業務は、維持管理業務の範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合は、これらの業務も施設維持管理統括企業にまず委託しないといけませんか。もしSPCから直接、専門業者へ委託する場合、その委託業者は協力企業に含めないといけませんか。 | 維持管理業務の範囲に含まれ、維持管理業務統括企業へまず委託していただく必要があります。 |
| 59 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 2 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (6) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | ウェブサイトの運営、更新は維持管理業務の範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合は、これらの業務も施設維持管理統括企業にまず委託しないといけませんか。もしSPCから直接、専門業者へ委託する場合、その委託業者は協力企業に含めないといけませんか。 | 維持管理業務の範囲に含まれ、維持管理業務統括企業へまず委託していただく必要があります。 |
| 60 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 4 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (7) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | 現在、事業団は芸術文化情報システムを運用されているのでしょうか。 | 運用は愛知芸術文化センター管理課（県の地方機関）で実施しており、文化振興事業団は、ホールやアートスペース等の予約管理について、芸術文化情報システムを使用しています。 |
| 61 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 4 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (7) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | 事業開始後、事業団は芸術文化情報システムに対しての関わり方をご教示ください。 | 芸術文化情報システムを文化振興事業団が使用することは想定していませんが、芸術文化情報システムを活用して、事業者が実施する広報等での連携は必要となります。 |
| 62 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 4 | 第3章 | 第2節 | 第10 | 2 | (7) | | | 第10 芸術文化情報システムの維持管理業務 2 業務の詳細 | 芸術文化情報システムの保守業務については、専門業者への委託でもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 63 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 備品更新にかかる経費が100万円以上になる場合は、県の負担になるという認識でよろしいでしょうか。 | 備品1つあたり、100万円以上となる場合は、県の負担となります。 |
| 64 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 備品の更新が100万円以上の定義ですが、備品1つあたりが100万円以上のものなのか、備品一式（複数個ある備品）が100万円以上のものか、どちらに該当するのでしょうか。 | No. 63の回答をご参照ください。 |
| 65 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 100万円未満の備品を更新する際、事前に県と協議を行い、更新を実施するのでしょうか。 | 事前に協議いただくことを想定しています。 |
| 66 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 100万円以上の備品を更新する場合は、事前に県と協議を行い、更新を実施するのでしょうか。更新に必要なスキームもありましたら、ご教示ください。 | 100万円以上の備品の更新は県が実施します。更新の手続きについては、県と事業者で事前に協議の上、個別に判断します。 |
| 67 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 100万円以上の備品を更新する場合は、SPCが費用を立て替えて県がSPCに支払うのか、県が予算を確定させてから、更新を実行するののかどちらでしょうか。 | 100万円以上の備品の更新は、県が予算を確定させてから、県が更新を行います。 |
| 68 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 100万円以上の改修や補修が急遽発生した場合は、県と事業者の間の業務フローがありましたら、ご教示ください。 | 金額に関わらず、県が貸付した備品の修理費用は事業者が負担するものとしております。その上で、修理でなく更新が必要と事業者が判断する場合には、県へ協議していただき、県が必要と認めた場合には更新することとなり、その費用が100万円以上の場合は県が負担することとしております。県が費用負担する具体的な業務フローは現時点で定めておりません。県と事業者で協議の上、個別に判断します。 |
| 69 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 100万円以上の改修や補修が急遽発生した際、県で予算を確保するまでに時間がかかり、改修または修繕が間に合わないケースが出てきます。そういう場合は、SPCが費用を立て替えることは想定されているのでしょうか。 | 金額に関わらず、県が貸付した備品の修理費用は事業者が負担するものとしております。その上で、修理でなく更新が必要と事業者が判断する場合には、県へ協議していただき、県が必要と認めた場合には更新することとなり、その費用が100万円以上の場合は県が負担することとしております。ご質問の「急遽発生した際」の対応については、運営への影響などを考慮した判断が必要があるため、県と事業者で協議の上、個別に判断します。 |
| 70 | 添付資料1 要求水準書 | 32 | 26 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (4) | | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 更新した備品は買い取っていただけるのでしょうか。 | 実施契約書第66条第2項、同67条第2項をご確認ください。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 | |
|----|-------------|--|----|----|-----|-----|-----|---|-----|---|----------------------------------|---|--|--|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | |
| 71 | 添付資料1 要求水準書 | | 33 | 2 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (7) | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 要求水準書において、「本施設に設置された愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等（別紙13）」について、「汚損等がない状態を維持し、適切に管理を行うこと。事業者は、定期的に当該作品等の保存状態を確認し、破損等があった場合には直ちに愛知県美術館及び県に報告すること。」とされております。以下3点についてご確認ください。 1. 別紙13記載の美術作品について、現事業者は現状どのような作業をされているかご教示ください。具体的に作業仕様や報告書を開示ください。特にフォーラムⅠ吊り物作品については法定検査等の高所作業を伴う点検等を行っているのでしょうか。またその際、美術作品の扱いはどのように扱っているのでしょうか。 2. 別紙13(P4)のフォーラムⅠ・Ⅱ吹き抜けにある2作品については、上記1にて、保守点検や清掃を行っている場合、高所作業を伴う専門性の高い作業であることから事業対象外としていただきたく、発注者より(7)記載の作業は、別途専門業者へ発注をお願いします。 3. 上記を本事業に含める場合は、美術作品管理としては、事業者にとって過大なリスクとなるため、業務に伴う破損・汚損リスクについては、対象外としていただきたく、よろしくお願いたします。 | 現在の指定管理者において、通常の業務の範囲内で状態の確認及び日常的な清掃を行い、破損等があった場合は、愛知県美術館及び県へ報告することとしています。 作業仕様や報告書については、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。吊り物作品については、高所作業を伴う清掃・点検等は行っておりません。 現在と同様の対応を求めるものであり、要求水準書でも破損等があった場合は報告すること、愛知県美術館及び県が修繕等を行う際には、修繕に必要な協力を行うこととしておりますので、事業者にとって過大なリスクを求めるものではありません。 | |
| 72 | 添付資料1 要求水準書 | | 33 | 2 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (7) | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | 「事業者は、本施設に設置された愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等（「別紙13 愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等一覧」に記載のとおり。）について、汚損等がない状態を維持し、適切に管理を行うこと。」とありますが、美術作品自体の清掃・管理は事業者の過大なリスク負担にあたります。あくまでその後文の「事業者は、定期的に当該作品等の保存状態を確認し、破損等があった場合には直ちに愛知県美術館及び県に報告」するに要求水準を修正いただけませんかでしょうか。 | No. 71の回答をご参照ください。 | |
| 73 | 添付資料1 要求水準書 | | 33 | 4 | 第3章 | 第2節 | 第11 | 3 | (7) | | 第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細 | (7)の美術品に関する保険は、「要求水準書別紙3.(守秘義務対象資料) 愛知県が加入する保険内容」に含まれているのでしょうか。その場合、付保額・対象についてご教示ください。 | 美術品、工作物ともに保険内容に含まれておりません。 | |
| 74 | 添付資料1 要求水準書 | | 33 | 25 | 第3章 | 第2節 | 第12 | 3 | (3) | | 第12 緊急・救急対応に関する業務 3 業務の詳細 | 「マニュアルの整備」とありますが、現在使用されているマニュアルが现阶段では一番非常事態に適した内容であると思慮いたします。現在のマニュアルを提供いただくことは可能でしょうか。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 | |
| 75 | 添付資料1 要求水準書 | | 33 | 28 | 第3章 | 第2節 | 第12 | 3 | (4) | | 第12 緊急・救急対応に関する業務 3 業務の詳細 | 大規模災害時、避難所として利用する想定がありますが、防災備品については県が必要数用意するという認識でよろしいでしょうか。 | 一次退避場所及び退避施設として必要な備品については、「伏見・栄地区都市再生安全確保計画」を所管する名古屋市から提供されます。大規模な災害等の発生により、県等からの要請で避難所等として使用する場合は、備品等の用意について協議する予定です。参考資料として、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 | |
| 76 | 添付資料1 要求水準書 | | 34 | 9 | 第3章 | 第2節 | 第13 | 3 | | | 第13 その他の業務（水光熱費の支払い等） 3 業務の詳細 | 物価高騰に伴う、光熱水費の単価上昇分については、県の負担額（サービス購入料）に上乘せとさせていただきますでしょうか。 | 実施契約書案別紙8のとおり、物価変動に基づく運営費用県負担額の改定を想定しています。 | |
| 77 | 添付資料1 要求水準書 | | 34 | 14 | 第3章 | 第2節 | 第13 | 3 | (2) | | 第13 その他の業務（水光熱費の支払い等） 3 業務の詳細 | 第三者へ貸付をしているエリアと東海放送会館が区分所有している駐車場に対しての光熱水費の徴収に関してですが、それぞれに個別メーターはあるのでしょうか。 | 一部のポイントについて、個別メーターが設置してあります。設置ポイントについては、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 | |
| 78 | 添付資料1 要求水準書 | | 38 | 29 | 第4章 | 第2節 | 第1 | 2 | (2) | ア | (イ) | (2) 愛知県芸術劇場の自主事業に関する業務 | 現在の共催事業の条件をご教示ください。（優先利用、減免等） | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 79 | 添付資料1 要求水準書 | | 40 | 22 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 1 | (4) | | | (4) 文化振興事業団との連携に関する業務 | 文化振興事業団への委託期間は32年3月31日までとあるが、それ以降は事業者が独自に組成することは可能なのか？ | 2032年度以降は、文化振興事業団への委託契約を延長することも可能ですが、事業者が独自に実施することも可能です。 |
| 80 | 添付資料1 要求水準書 | | 41 | 8 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (1) | ウ | (イ) | (1) 各ホール等の貸出しに係る業務（貸館事業） | 特に優れた舞台芸術公演で準備期間を要するものには優先申込を適用するよう記述があります。一方で、平成29年10月1日付の愛知県芸術劇場名で発出された「優先申込について」という文書には、愛知県芸術劇場利用調整委員会に諮り選考されるとあります。新制度導入に伴い、同委員会による選考は廃止されると理解してよろしいでしょうか。 | 事業者と協議の上、愛知県芸術劇場利用調整委員会による選考を廃止することも想定しています。 |
| 81 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 1 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | ア | (オ) | (3) 劇場内サービスに関する業務 | (オ) 手荷物等預かり対応とありますが、実績として冬季の増員人数を教えてください。 | 冬季の増員人数の実績があるものではありません。大ホール2名、コンサートホール3名程度がクローク対応となっておりますが、時期や公演等により、レセプションの総人数は変更せず、そのうちのクローク対応人数の割り当てを調整しています。 |
| 82 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 1 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | ア | (オ) | (3) 劇場内サービスに関する業務 | (オ) 手荷物等預かり対応とありますが、預かり札（クローク札）は備品としてあるのでしょうか。 | 預かり札（クローク札）は備品としてあります。 |
| 83 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 6 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | ア | (ク) | (3) 劇場内サービスに関する業務 | (ク) サービス費用は、原則施設の利用料金に含まれるものとありますが、延長して業務を行った総時間（人数×延長時間）の実績を教えてください。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 84 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 6 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | ア | (ク) | (3) 劇場内サービスに関する業務 | レセプションを現状通り料金に含む場合、人件費が高騰した際には、利用料金の変更は可能でしょうか。 | 要求水準書別紙4「施設利用料金の考え方について」及び実施契約書案第56条の範囲内で、利用料金の変更は可能です。 |
| 85 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 6 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (3) | ア | (ク) | (3) 劇場内サービスに関する業務 | レセプションは利用料金に含まれているものの、主催者自らが自前で用意し、ホール側のレセプションを利用しないケースは、各ホール年間どのくらいの件数あるのでしょうか。その際、現在は利用料金の割引をしているようでしたらお示しください。 | 主催者自らがレセプションを用意した実績はありません。また、レセプションを利用しない場合も、利用料金の割引等はありません。 |
| 86 | 添付資料1 要求水準書 | | 42 | 23 | 第4章 | 第2節 | 第2 | 2 | (4) | ア | (エ) | (4) その他利用率の増加に関する業務 | 「目標来場者数は60万人程度」はいつの段階の目標値でしょうか。 | 2027年度以降、毎年目標値となります。なお、大規模改修及びコロナ禍前の2015年度の来場者数が611,247人となっております。 |
| 87 | 添付資料1 要求水準書 | | 43 | 10 | 第4章 | 第2節 | 第3 | 2 | (2) | | | (2) 愛知県芸術劇場で行われる公演に関するチケット等の販売促進に関する業務 | 現在、事業団はオンラインでチケット販売されています。要求水準書では事業者がオンラインチケットシステムを構築するという記載がございますが、事業団が展開するオンラインでのチケット販売についてどのような扱いになるのでしょうか。または統合という話になるのでしょうか。 | 個人情報保護の観点から統合は困難であるため、事業者が新たなオンラインチケットシステムを構築することを想定しています。 なお、要求水準書43頁(2)ア・イに記載のとおり、文化振興事業団が主体となって実施する公演事業については、愛知県芸術劇場の自主事業として、オンラインでのチケット販売を行い、手数料は不徴収とすることとなります。 |
| 88 | 添付資料1 要求水準書 | | 43 | 10 | 第4章 | 第2節 | 第3 | 2 | (2) | ア | | (2) 愛知県芸術劇場で行われる公演に関するチケット等の販売促進に関する業務 | 現在のシステムを引き継ぐことは可能でしょうか。また手数料を取っている場合、手数料を何%に設定されていますでしょうか。 | 個人情報保護の観点から、既存システムを引き継ぐことは困難であると想定しています。現状は、自主事業のチケットのみ取り扱っているため、外部主催者から手数料は徴収しておりません。 |
| 89 | 添付資料1 要求水準書 | | 43 | 15 | 第4章 | 第2節 | 第3 | 2 | (2) | ウ | | (2) 愛知県芸術劇場で行われる公演に関するチケット等の販売促進に関する業務 | 全体のチケットの売り上げの中で、現プレイガイド（対面）販売は何割程度を占めますでしょうか。 | 貸館公演を含めた愛知県芸術劇場で行われる公演で、チケット全体のどの程度がプレイガイドに販売委託されているかは把握できておりません。 |
| 90 | 添付資料1 要求水準書 | | 43 | 15 | 第4章 | 第2節 | 第3 | 2 | (2) | ウ | | (2) 愛知県芸術劇場で行われる公演に関するチケット等の販売促進に関する業務 | 対面でのチケット販売サービスの実績をお示しください。（年間〇〇枚等） | 2024年度の販売枚数は、約21,800枚です（ただし、愛知県芸術劇場以外で行われる公演も一部含まれています。）。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 | |
|-----|-------------|-----------------------------------|----|----|------|-----|----|---|-----|---|------|-----------------------------------|--|--|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | |
| 91 | 添付資料1 要求水準書 | | 44 | 10 | 第5章 | 第1節 | 第1 | 3 | | | | 第1 基本方針 | 既存レストランのテナント入れ替え時の工事、引越し等を行うにあたっては、同フロア美術館側から制約等があるか? | 同フロアの美術館に限らず、芸術文化センター全体が吹抜けで一体となっていることから、美術館や劇場等の運営に影響が出ないよう、音や粉塵、作業日や作業時間等への制約が想定されるため、工事や引越し等の作業の前に調整が必要となります。 |
| 92 | 添付資料1 要求水準書 | | 48 | 7 | 第5章 | 第2節 | 第3 | 2 | (1) | エ | (エ) | (1) 来場者受入業務(館内案内、利用案内等) | 運営を委託した場合の駐車料金収入は事業者へ帰属するという理解でよろしいでしょうか。 | 原案の要求水準書は「委託できる」と記載していましたが、委託の場合、利用料金の設定に制約が生ずるなど事業者の裁量が制限されるおそれがありますので、「委託」を「貸付」に修正します。なお、貸付とすることに伴う条件については、募集要項別紙1「貸付条件について」を参照してください。 |
| 93 | 添付資料1 要求水準書 | | 48 | 7 | 第5章 | 第2節 | 第3 | 2 | (1) | エ | (エ) | (1) 来場者受入業務(館内案内、利用案内等) | 「(エ) 地下3階・4階と地下5階の駐車場が一体的な運営となるよう、事業者が利用料金を自ら徴収せず、第三者(株式会社東海放送会館を含む。)に運営を委託することも可能とする。」とあるが、東海放送会館以外に運営を委託する場合は東海放送会館の承諾なく委託することが可能という理解でよろしいでしょうか | 可能ですが、要求水準書53頁第4節のとおり、株式会社東海放送会館との協力・連携は必要となります。 |
| 94 | 添付資料1 要求水準書 | | 48 | 13 | 第5章 | 第2節 | 第3 | 2 | (2) | ア | | (2) 県民等に対する文化芸術に関する情報の発信・提供 | アートプラザの館内移転について制限や条件はあるのか? | 特定の制約等はありませんが、「要求水準書別紙17(守秘義務対象資料)施設・空間転用の考え方」に記載しているとおり、現在の設置趣旨や機能を引き続き維持することを想定しています。そのため、館内移転については、これらの趣旨を鑑みて、移転先をご提案ください。 |
| 95 | 添付資料1 要求水準書 | | 49 | 1 | 第6章 | | | | | | | 第6章 運営開始準備業務 | 運営開始準備業務を実施するに当たり、事業者側の職員が執務するスペースの提供を芸術文化センター内にご用意していただくことは可能でしょうか。 ※特に運営開始時期が近づいてくると、業務への習熟のために職員数が増えることが予想されます。 | 可能と考えておりますが、執務スペースの場所等の詳細は協議によるものとします。なお、この場合には、県から使用許可等を得る必要があります。 |
| 96 | 添付資料1 要求水準書 | | 50 | 8 | 第6章 | 第2節 | 第1 | 2 | (3) | | | (3) 防災計画書の作成 | 現在の定めている防災計画書がございましたら、開示ください。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 97 | 添付資料1 要求水準書 | | 50 | 9 | 第6章 | 第2節 | 第1 | 2 | (3) | | | (3) 防災計画書の作成 | 防災計画書は現在の管理運営の中で確立されているものと思慮いたします。よって、ご提供いただくことは可能でしょうか。 | 守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 98 | 添付資料1 要求水準書 | | 50 | 35 | 第6章 | 第2節 | 第2 | 2 | (2) | | | (2) 予約管理業務 | 2027年4月1日以降の既に予約が入っている施設の利用料金について、すでに支払い済みのものはあるでしょうか?ある場合は事業者の収入として、事業団から事業者へ振り込まれますか? | 現在、施設の利用料金は、利用初日から起算して6か月前の前日を納期限としているため、現時点で支払い済のものはありません。 |
| 99 | 添付資料1 要求水準書 | | 52 | 10 | 第7章 | 第2節 | | | | | | 第2節 ネーミングライツ | ネーミングライツの対象について、制限があるようでしたらお示しください。 ※建物全体にネーミングライツ導入の可否 例) 愛知県芸術文化センター⇒名称変更 ※施設機能にネーミングライツ導入の可否 例) 愛知県芸術劇場⇒名称変更 ※ホールごとにネーミングライツ導入の可否 例) 大ホールやコンサートホール⇒名称変更 | ご提示いただいた施設の名称変更について、制約はございません。 |
| 100 | 添付資料1 要求水準書 | | 53 | 23 | 第8章 | 第3節 | | | | | | 第3節 文化振興事業団・愛知県美術館・国際芸術祭との協力・連携 | 当施設に、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団の事務室を設けるという記載がございますが、事務室内の部品の更新などは、今回の事業対象の範囲外でよろしいでしょうか。 | 「部品」が示す内容が不明確ですが、事務室についても維持管理業務の対象範囲内となります。 |
| 101 | 添付資料1 要求水準書 | | 53 | 23 | 第8章 | 第3節 | | | | | | 第3節 文化振興事業団・愛知県美術館・国際芸術祭との協力・連携 | 国際芸術祭推進室及び文化振興事業団が使用する事務室に関して、事業者、国際芸術祭推進室、文化振興事業団の3者間の責任分担内容がありましたら、ご教示ください。 | 事務室に関して、事業者、国際芸術祭推進室、文化振興事業団の3者間で責任を分担することは想定していません。事務室は維持管理業務の対象範囲に含まれますので、事業者の責任において、要求水準を満たしていただく必要があります。 |
| 102 | 添付資料1 要求水準書 | | 58 | 21 | 第10章 | 第1節 | 第6 | | | | | 第6 第三者機関の設置 | 第三者機関の構成員に対してアドバイス料といった費用負担が発生すると思いますが、県と事業者共々が選定した構成員に対して、県と事業者がそれぞれ費用負担を行うのでしょうか。 | 第三者機関の構成員の選定は、県と事業者が設置する協議会等で行います。第三者機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担することとしています。詳細は、実施契約書別紙5 ガバナンス体制の別添2 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る第三者機関設置要綱第12条を参照してください。 |
| 103 | 添付資料1 要求水準書 | | 58 | 21 | 第10章 | 第1節 | 第6 | | | | | 第6 第三者機関の設置 | 第三者機関は何人で構成されるのでしょうか。 | 構成人数等の詳細については、協議により定めることとします。 |
| 104 | 添付資料1 要求水準書 | | 58 | 22 | 第10章 | 第1節 | 第6 | | | | | 第6 第三者機関の設置 | 第三者機関にかかる費用は、県の負担でよろしいでしょうか。 | 第三者機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担することとしています。詳細は、実施契約書別紙5 ガバナンス体制の別添2 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る第三者機関設置要綱第12条を参照してください。 |
| 105 | 添付資料1 要求水準書 | | 59 | 9 | 第10章 | 第1節 | 第8 | | | | | 第8 ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化 | ファシリテーターにかかる費用は、県の負担でよろしいでしょうか。 | ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担することとしています。詳細は、実施契約書別紙5 ガバナンス体制の別添1 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱第10条を参照してください。 |
| 106 | 添付資料1 要求水準書 | | 59 | 9 | 第10章 | 第1節 | 第8 | | | | | 第8 ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化 | ファシリテーターの選定基準はありますか。 | ファシリテーターは第三者機関の1名以上の構成員からの要請があった場合は、同機関の構成員若しくはそれ以外の適切な主体を選定します。詳細は、実施契約書別紙5 ガバナンス体制の別添1 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱第10条を参照してください。 |
| 107 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙5 オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式の考え方 | | | | | | | | | | 別紙5 オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式の考え方 | 【様式D-2-④】へ配分ルール等は反映する必要がなく、受託者決定後の収支計画にて業務原価やマネジメントフィーなどを開示するという理解でよろしいでしょうか。 | 「配分ルール」が示す内容が不明確ですが、業務原価やマネジメントフィーなど、開示を求める情報の区分に沿って、【様式D-2-④】を作成する必要はございません。開示いただく情報(業務原価、マネジメントフィー)については、事業開始後に作成いただく想定です。 |
| 108 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙5 オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式の考え方 | 1 | 2 | | | | | | | | オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式の考え方 | 当該資料では「愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務、愛知県芸術劇場の運営業務及び愛知県芸術文化センター全体の活性化に関する業務」の支出額がオープンブック方式による情報開示対象とされていますが、一方で「公共施設等運営権実施契約書」の別紙10「オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則」では、対象業務が「愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務」のみとなっています。オープンブックの対象となる業務範囲についてご教示ください。 | オープンブック方式の対象業務は「愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務」となりますので、募集要項別紙5を修正します。 |
| 109 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 施設に設置されている蒸気ボイラーは、修繕業務の区分一覧の機械設備の熱源設備に該当し、修繕は県側という認識でよいでしょうか。 | 修繕業務の区分一覧の機械設備 熱源設備に該当するため、修繕は県負担で実施する認識です。 |
| 110 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 施設に設置されている電気温水器は、修繕業務の区分一覧の機械設備の給排水衛生設備の給湯設備に該当するのでしょうか。それとも、熱源設備に該当するのでしょうか。 | 修繕業務の区分一覧の機械設備 給排水衛生設備 給湯設備機器に該当するため、修繕は事業者負担で実施する認識です。 |
| 111 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 冷却塔は熱源設備という理解でよいでしょうか。 | 修繕業務の区分一覧の機械設備 熱源設備に該当するため、修繕は県負担で実施する認識です。 |
| 112 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 舞台機構、音響設備、放送設備、舞台照明は特殊かつオーダーメイドの設備であり、一部修繕費用が高額になります。修繕の負担区分において、競争的対話の際に具体的な例を示しながら協議することは可能でしょうか。 | 一部修繕費用が高額な設備等の修繕の負担区分についてご要望がある場合は、今後実施される競争的対話で、具体的な例等をお示しの上、ご質問ください。 |
| 113 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 建築の内部建具や内部仕上は事業者負担に該当していますが、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団の事務室に関する修繕は、修繕業務の範囲に含まれないという認識でよろしいでしょうか。 | 事務室についても運営権設定対象施設に含まれますので、修繕業務の範囲に含まれます。 |
| 114 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 修繕業務の区分一覧の内容がかなり大雑把であるのもっと詳細なものを頂戴したい。特に設備図面を参照しながら。県負担と事業者負担を図や設備名で明確化していただきたく存じます | 全ての設備を示して明確化することは困難であるため、ご要望がある場合は、今後実施される競争的対話で、具体的な例等をお示しの上、ご質問ください。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|------------------------------|-----|------|-------------|----------|--------------------------|--|--|--|--|---|---|
| | 資料名 | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | |
| 115 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙7修繕業務の区分 | 2 | | | | | | | | 表 修繕業務の区分一覧 | 内覧時に今回の運営権の対象外である箇所（美術館など）の維持管理は運営者負担とあるが、具体的な維持管理の内容を要求水準書で明確化していただきたく存じます | 現行の指定管理業務で実施しているサービス内容と同水準以上を期待しています。現行業務の水準は、守秘義務対象資料のNo. 30001_01_基本協定書_2024-2028_20240311~No. 31141-18_12_02_防火設備_定期点検報告書_様式2-5_点検表_図_写真をご参照ください。 |
| 116 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙13 愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等一覧 | 4 | | | | | | | | 別紙13 愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等一覧 | フォーラム2 展示物「モビール」について撤去は可能か、撤去した場合は県の施設へ保管する必要があるのか | フォーラムIIに設置の「Air Front'92」と読み替えて回答いたします。当該作品については、原則移設不可としています。撤去した場合であっても県の施設で保管する必要はなく、県の施設内に保管場所はありませぬ。 |
| 117 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙13 愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等一覧 | 4 | | | | | | | | 別紙13 愛知県美術館及び県が所有する作品・美術品等一覧 | フォーラム1 展示物「私（あなた）」が劣化などにより安全性が保てないと事業者が判断した場合、撤去（廃棄）は可能か、費用負担は県・事業者のどちらか | 安全上の問題による場合は撤去等の対応について協議する予定です。当該作品については、県による修繕等を行うことを想定しているため、撤去となった場合の費用負担については、県によるものと想定しています。 |
| 118 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙14 光熱水費の支払いの考え方について | 1 | 3 | 1 | | | | | | 1 愛知県美術館、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団について | センター全体の光熱水費に対する、愛知県美術館、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団が負担する光熱水費の割合に関する数字は、何かの根拠に基づいているのでしょうか。 | 光熱水費の割合は、現状の実績値及び施設規模に基づき設定しています。 |
| 119 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙14 光熱水費の支払いの考え方について | 1 | 20 | 3 | | | | | | 3 その他テナント等について | 「テナント等が負担する光熱水費の額又は割合については、事業者とテナント等が協議の上、定めるもの」とありますが、現在の割合をご教示ください。 | テナント等が負担する現在の光熱水費の額について、守秘義務対象資料に該当資料を追加いたします。 |
| 120 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙15 ホール等の利用調整の考え方について | 1~2 | 20~1 | 3 | (2) | (ア) (イ) (ウ) (エ) | | | | (2) 県及び県が指定する団体等による利用 | 文化振興事業団、国際芸術祭「あいち」組織委員会、名古屋フィルハーモニー交響楽団及び県は、現在も優先申込及び回数は同条件で利用しているのでしょうか。 | 文化振興事業団については、2024年度実績で概ね同水準の日数が今後も優先申込として利用可能となります。国際芸術祭「あいち」組織委員会、名古屋フィルハーモニー交響楽団については、基本的に同条件で現在も利用しています。県については、2024年度実績より優先申込の日数を減らしています。 |
| 121 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙15 ホール等の利用調整の考え方について | 2 | | | | | | | | 表 申込区分の想定 | 優先申込Aの期間中では①業者・外部主催者による優先申込が優先するのは理解しておりますが、優先申込Bの期間は①業者・外部主催者、②文化振興事業団、③県が並列しておりますが、その3社でどのようなルール優先権が配分されるのでしょうか（優先申込C及び一般申込も同様の優先権の配分に関してご質問したく） | 優先申込A、B、Cについては、対象となる利用者がそれぞれ、公演日等の調整が進んだ段階で優先予約をし、仮に希望日が重複した場合には対象となる利用者で協議していただくことを想定しています。一般申込については、要求水準書別紙15に定める「外部主催者による一般申込」の日数の確保や実演団体等による利用に配慮いただいた上で、具体的な利用調整の方法は事業者からの提案によるものとします。 |
| 122 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙15 ホール等の利用調整の考え方について | 2 | 23 | 5 | | | | | | 5 申込区分及び利用受付開始月 | 全国のホールに比べて利用受付開始月が早く、名フィルの公演日確保が目立つ。世界的な公演を招聘するにはそれがボトルネックになっていると考えられるが、現状変更実現性はないのか？ | 要求水準書別紙16「ホール等の利用調整の考え方について」に基づき、優先申込Aの対象とする利用者は、事業者・外部主催者（優先申込対象）と名古屋フィルハーモニー交響楽団としており、質問にあるような、事業者が「世界的な公演を招聘する」場合は優先申込Aの対象です。両者がそれぞれ、公演日等の調整が進んだ段階で優先予約をし、仮に希望日が重複した場合には両者で協議していただくことを想定しています。 |
| 123 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙15 ホール等の利用調整の考え方について | 3 | 10 | 6 | | | | | | 6 その他の留意点 | 大ホールの連続利用日数を31日間まで延長することが可能となるが、それを4~6月の間に限り認めるということでは、期待される大型公演の招聘は限定的である。この制限について、公演によって解除できるなど特例措置を講じることは不可能なのか？ | 本県においては芸術劇場大ホールと同等の施設が少なく、県民の鑑賞の機会を広く確保する必要があるなどの事情を踏まえ、連続利用日数の上限を規定しておりますが、具体的な想定があれば、競争的対話の中で協議いただくことは可能です。 |
| 124 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表） | 1 | | 2 3 | | | | | | 2 芸文センター全体の維持管理業務 3 愛知県芸術劇場の運営業務 | 舞台設備、保守管理、貸館事業、レセプション業務など、経験値のある事業団の役割にしていけないのはなぜか？ | 事業者による創意工夫ある運営のため、文化振興事業団による実施を義務づける業務範囲を限定しています。なお、優先交渉権者が文化振興事業団と独自に協議を行い、業務を委託することを妨げるものではありません。 |
| 125 | 添付資料1 要求水準書 | 別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表） | 1 | | 3 | (イ) | ② | | | | ② 舞台運営に関する業務 ・施設利用者との調整及び立ち合い | 現在の配置人数と今後の委託人数をご教示ください。 | 現在は7名を配置しています。今後増減の可能性はありますが、委託業務の内容に対応可能な体制を維持する想定です。 |
| 126 | 添付資料2 優先交渉権者選定基準 | | 4 | 8 | 4 | (2) | イ | | | | イ 提案項目の評価方法 算式 | 算式による算出の結果、小数点以下の値が出た場合の処理（四捨五入や切り上げ・切り捨て等）についてご教示ください。 | 小数点以下の値により、審査を行います。 |
| 127 | 添付資料2 優先交渉権者選定基準 | | 4 | 8 | 4 | (2) | イ | | | | イ 提案項目の評価方法 価格評価点の算出 | 県負担額を0としたうえで運営権対価を設定した場合、価格評価点はどのように計算されるのでしょうか。 | 価格評価点は満点として取り扱います。 |
| 128 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 1 | 34 | 第3条 | 2 | | | | | 第3条 事業予定者の設立 | 「事業予定者を設立した後、速やかに別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出する。」とありますが、「内容の出資者保証書」というのは別紙1（出資者保証書）とは別の書面を提出するという事でしょうか。その場合の様式は別途提示されるのでしょうか。 | 「別紙1 出資者保証書の様式」が「内容の出資者保証書」を含むものであり、別紙1の書面を想定しております。 |
| 129 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 2 | 3 | 第3条 | 2 | | | | | 第3条 事業予定者の設立 | 代表企業は議決権付株主、構成企業は完全無議決権株主と読めますが、構成企業が議決権付株主になることは想定されていますか。※別紙1では構成企業が議決権付株主になることが想定されていると思います。 | 構成企業が議決権付株主になることが想定されています。疑問に感じられている点は、第3条第2項また書き以降かと推察しますが、「乙の構成企業」という主体が、「事業予定者を設立した後、速やかに」という時点において、「事業予定者の完全無議決権株式の発行を受けてこれを当初取得する乙の構成企業以外の者」という客体から別紙2の誓約書を徴求して甲に提出するという義務を規定したものであり、本回答においてカギ括弧で記載した事項をそれ以上に恣意的に細分化することは想定されておりません。 |
| 130 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 2 | 19 | 第4条 | 2 | | | | | 第4条 株式の譲渡 | 「実施契約に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で甲の合理的に満足する内容にて締結」とありますが、当該県と当該金融機関と締結する協定書に係る弁護士費用等については全額県負担という理解でよろしいでしょうか。（当該金融機関との費用案分となるとSPCへの融資の諸費用として転嫁され提案の収支計画に影響が出るため。） | 事業者の負担です。 |
| 131 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 2 | 20 | 第4条 | 2 | | | | | 第4条 株式の譲渡 | 「合理的な理由なくして」とは、どのような内容を想定されていますか。県が想定している具体的な内容をお示しください。 | 融資及び担保権設定に関する契約書の写しが提出され、かつ、実施契約に基づく協定書を当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容にて締結されている限り、株式への担保権設定を拒絶等するような具体的な想定はございません。 |
| 132 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 4 | 12 | 第7条 | 1 | | | | | 第7条 業務の委託・請負 | 契約書の写しについて、金額は黒塗りでもよろしいでしょうか。 | 提案された収支計画の妥当性の判断にも関係するため、金額等に関する内容も含めて契約書の写しを提出ください。ただし、黒塗りしたい特段の事情が想定される場合、必要に応じて競争的対話で協議します。 |
| 133 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 4 | 17 | 第7条 | 2 | | | | | 第7条 業務の委託・請負 | 契約書の写しについて、金額は黒塗りでもよろしいでしょうか。 | 提案された収支計画の妥当性の判断にも関係するため、金額等に関する内容も含めて契約書の写しを提出ください。ただし、黒塗りしたい特段の事情が想定される場合、必要に応じて競争的対話にて協議します。 |
| 134 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 6 | 1 | 第9条 第10条 | 2、3 2 | | | | | 第9条 談合その他の不正行為による実施契約の不締結等 第10条 暴力団排除に係る実施契約の不締結等 | 違約金について明記ください。（質問回答の●/●時点でご開示ください） | 該当箇所の注釈に記載のとおり、回答日時時点で定まっているものではなく、回答出来かねます。 |
| 135 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 6~7 | | 第9条 第10条 | 2、3 2 | | | | | 下部欄外注釈1~3 | 「運営費用県負担額の合計額」とは、単年度ではなく事業期間総額を指していますか。またケースによってパーセンテージは異なりますが、その根拠は何でしょうか。 | 第1文につきご理解のとおりです。第2文につき、悪質性等も考慮の上決定しております。 |
| 136 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 7 | 25 | 第11条 | | | | | | 第11条 実施契約不調の場合の処理 | 第9条、10条において罰則金を規定していながら、第11条においても罰則金の規定が設定されています。それぞれの違いについてご教授ください。 | 第11条は、原則として債権債務関係が生じない旨の規定ですが、第9条及び第10条の場合には賠償金の請求が可能であることを明示した規定であり、あくまで賠償金請求の根拠規定は第9条及び第10条です。 |
| 137 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 8 | 3 | 第12条 | | | | | | 第12条 任意事業の実施 | ネーミングライツは任意事業と規定されておりますが、原則公募で応募企業ゼロの場合でも違約金が発生するのでしょうか。 | 「合理的な理由」があり、提案どおりに実施されない場合には違約金の支払義務はありません。なお、「合理的な理由」があるかは個別具体的状況に応じて判断します。 |
| 138 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 8 | 3 | 第12条 | | | | | | 第12条 任意事業の実施 | 事業期間の途中で任意事業を始める場合の取り扱いはどうになりますか。 | 提案書上の記載の有無を問わず、事業期間の途中で任意事業を始める場合を排除するものではありません。詳細は、実施契約書第40条をご参照ください。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---------------|----|----|------|------------|-------------------|--|--|--|-------------------------|---|---|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | |
| 139 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 9 | 25 | 第17条 | 3 | | | | | 第17条 有効期間 | 3項本文中の第(3)号は第(4)号ではないでしょうか。 | お見込みのとおりです。基本協定書(案)を修正します。 |
| 140 | 添付資料4 基本協定書(案) | | 9 | 28 | 第17条 | 3 | (1) (2) (3) | | | | 第17条 有効期間 | 第9条、10条、11条は実施契約締結以前の要件であり、第17条は事業期間終了後の要件であるので整合性がとれないため、当該部分を削除いただけますでしょうか。 | 第9条、第10条及び第11条は、実施契約が締結されない場合だけでなく、実施契約が締結された場合も含まれますので、第17条第3項第1号から第3号の規定は原案のとおりとします。 |
| 141 | 添付資料4 基本協定書(案) | 別紙1 出資者保証書の様式 | 1 | 16 | 2 | (2) (3) | | | | | 別紙1 出資者保証書の様式 | 別紙1(出資者保証書の様式)の文中2項(2)議決権付株式(3)完全無議決権株式それぞれの出資金は本書面提出前に払い込み済みであることが要件となっていますが、2025年9月優先交渉権者と選定され速やかにSPC設立に着手したとしても、複数の構成企業の決裁及び出資金払い込み等すべての要件を11月の本協定書締結までに手続完了は困難なため、当該要件を「基本協定書締結後速やかに別紙1(出資者保証書の様式)を提出すること」と内容を変更していただくことは可能でしょうか。 | 基本協定締結時点において全ての出資金の払込を求めるものではないかと存じます。SPCの設立時(基本協定第3条第2項)、実施契約締結時(基本協定第5条第3項)、譲渡時(第4条第6項)に必要な応じて提出いただくことを想定しております。段階的出資等の可否については必要に応じて競争的対話にて協議します。 |
| 142 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 1 | 24 | 第3条 | 2 | | | | | 第3条 実施契約 | 「実施契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合」の適用の優先順位に「質疑回答」を加えていただけませんか。 実施契約⇒質疑回答⇒要求水準書、募集要項等及び事業提案書 | 原案のとおりとします。なお、実施契約書別紙1 定義集の「募集要項等」の定義をご確認ください。 |
| 143 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 3 | 11 | 第9条 | 1 | | | | | 第9条 運営事業開始準備業務の実施に係る準備 | 「要求水準書等に示す本事業に関連する契約を引き継ぐものとする」とありますが、どこと契約するか、何をどのように委託に出すかは事業者の判断だと考えます。現在の契約を引き継ぐケースもあるとは思いますが、引き継ぐことを前提とした記載は変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 144 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 5 | 7 | 第13条 | | | | | | 第13条 必要な契約等の締結 | 業務委託請負先にする企業については、委託契約や請負契約を締結する相手先を記載するものであり、例えば賃貸借契約を結ぶテナントや、設備を所有し売り上げの一部を契約先に支払う自販機会社などは委託契約や請負契約に該当しないので、記載しなくてもよろしいでしょうか。 | ご記載いただいた賃貸借契約や自販機会社などの契約は、第13条において規律する契約ではありません。 |
| 145 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 7 | 24 | 第19条 | 1 | | | | | 第19条 財務情報の報告 | 財務諸表を事業者のウェブサイトで公表する。とありますが、愛知芸術文化センターのHP上等に掲載するというイメージでしょうか。 | 愛知芸術文化センターのHP上に掲載する予定です。 |
| 146 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 8 | 第29条 | | | | | | 第29条 運営権設定対象施設の引渡し | 「業者の責めに帰すべき事由により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合…」という記載がございますが、この事由の例をご教示ください。 | 一例として、運営・維持管理業務等に係る計画書等が所定の期限までに提出されず、運営開始予定日にて運営権の効力が発生しない場合が考えられますが、この場合に限られるものではございません。 |
| 147 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 8 | 第29条 | | | | | | 第29条 運営権設定対象施設の引渡し | 例えば県側の準備の遅れまたは不都合が発生した状態で、業者側の手続きや業務に不手際が生じた場合は、「業者の責めに帰すべき事由」に該当しないという認識でよろしいでしょうか。 | 具体的状況に即して判断されますが、「県側の準備の遅れまたは不都合」そのみが原因であるならば、お見込みのとおりです。 |
| 148 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 23 | 第30条 | | | | | | 第30条 運営権設定対象施設の一部貸付 | 「事業者は、第1項の規定により貸借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し…」という記載がございますが、事業者が第三者と賃貸借契約の更新を行う場合にも適用される認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 149 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 23 | 第30条 | | | | | | 第30条 運営権設定対象施設の一部貸付 | 「事業者は、第1項の規定により貸借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し…」とありますが、県は内容について却下するといったことはないという認識でよろしいでしょうか。却下するという場合があるとしたら、どのような場合なのかをご教示ください。 | 県が許可/却下を行うことは基本的に想定しておりませんが、例外的に第三者が暴力団員等のいずれかに該当する者などの場合には許可/却下を行うことがあります。 |
| 150 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 23 | 第30条 | | | | | | 第30条 運営権設定対象施設の一部貸付 | 「事業者は、第1項の規定により貸借部分を第三者に貸し付ける場合には、事前に県に貸し付けの相手方について通知し…」とありますが、テナント以外に対象とされているものはございますか。例えば自販機やロッカー、展示物といった場所貸しも該当するのでしょうか。 | 募集要項別紙1「貸付条件」の中で自販機は例示として既に示されています。ロッカー、展示物については、具体的な想定があれば必要に応じ競争的対話で協議します。 |
| 151 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 23 | 第30条 | | | | | | 第30条 運営権設定対象施設の一部貸付 | 事業者は、今使用許可を得ている各企業と賃貸借契約を結ぶ認識でよろしいでしょうか。 | 現在の行政財産使用許可の相手方と賃貸借契約を結ばなければいけないという制限はありません。ただし、現在使用許可を得ている企業に対して継続して施設を利用させる場合は、当該企業と賃貸借契約を新たに締結いただくこととなります。 |
| 152 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 13 | 23 | 第30条 | | | | | | 第30条 運営権設定対象施設の一部貸付 | 仮に、今使用許可を得ている各企業と賃貸借契約を結ぶことになった場合、契約内容は事業者と各企業の間で決めることでよろしいでしょうか。 | 実施契約書等に記載される条件を満たす限り、お見込みのとおりです。 |
| 153 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 14 | 25 | 第33条 | | | | | | 第33条 県による運営権設定対象施設の更新投資 | 県による運営権設定対象施設の更新投資が行われた場合、当該部分は税法上どのような扱いになりますか。 | 税務については、応募者において税務の専門家にご確認ください。 |
| 154 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 2 | 第33条 | 3 | | | | | 第33条 県による運営権設定対象施設の更新投資 | 「第1項に基づき行われる更新投資の内容が、事業者に着しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合」という記載がございますが、更新投資は発生した際に、定めているサービス購入料の上限を超えてサービス購入料をお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 具体的な更新投資の内容次第ですが、サービス購入料の上限を超えた金銭を支払うか否かも含め、実施契約書第33条第3項により協議します。 |
| 155 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 9 | 第34条 | 1 | | | | | 第34条 運営権設定対象施設以外の追加投資等 | 「運営権設定対象施設に支障がない範囲において、追加投資及び更新投資を行うことができる。」とありますが、譲渡所得の対象となりますか。また、残存簿価の取扱いはどうなりますか。 | 税務については、応募者において税務の専門家にご確認ください。 |
| 156 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 19 | 第34条 | 5 | | | | | 第34条 運営権設定対象施設以外の追加投資等 | 「第1項の場合において県が請求した場合…」という文言がありますが、事業者が追加投資または更新投資を行う予定である対象物に対して、事業終了後に県が事業者から購入するという認識でよろしいでしょうか。 | 実施契約書第67条第1項第(2)号に基づき運営権の終了に際して県が請求した場合に買取をします。 |
| 157 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 19 | 第34条 | 5 | | | | | 第34条 運営権設定対象施設以外の追加投資等 | 運営権設定対象施設以外における更新投資が、備品である場合、要求水準書のP32に備品保守管理業務の内容(更新にかかる経費が100万円未満の備品は事業者が負担するものとする)が適用されるのでしょうか。 | ご指摘の要求水準書の記載は、運営権設定対象施設において県が貸し付けた備品についてのものであり、実施契約書第34条の適用場面と異なります。実施契約書第34条第1項に記載のとおり、事業者の責任及び費用負担となります。 |
| 158 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 21 | 第34条 | 5 | | | | | 第34条 運営権設定対象施設以外の追加投資等 | 減価償却期間が終了していない場合は簿価と考えてよろしいでしょうか。 | 時価又は簿価とお考え下さい。なお、「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び事業者が合意する客観的で公平な方法(直近の帳簿価格による場合、県及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等)により定められた価格をいいます。 |
| 159 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 24 | 第35条 | 1 | | | | | 第35条 中長期修繕計画書に基づく修繕業務 | 中長期修繕計画は現在あるのでしょうか。類似する資料がありましたら、開示願います。 | 参考資料となりますが、守秘義務対象資料のNo.50001_01_長寿命化計画_愛知芸術文化センターをご確認ください。 |
| 160 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 24 | 第35条 | 1 | | | | | 第35条 中長期修繕計画書に基づく修繕業務 | 過去の修繕履歴を開示していただけますでしょうか。 | 守秘義務対象資料のNo.52101_愛知芸術文化センター_修繕履歴_県発注_2024及びNo.52102_愛知芸術文化センター_修繕履歴_事業団発注_2024をご確認ください。 |
| 161 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 24 | 第35条 | 1 | | | | | 第35条 中長期修繕計画書に基づく修繕業務 | 大規模改修工事以外で、更新工事を行った履歴や契約書または明細書がございましたら、ご開示ください。 | No.159の回答をご参照ください。 |
| 162 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 15 | 30 | 第35条 | 3 | | | | | 第35条 中長期修繕計画書に基づく修繕業務 | 「中長期修繕計画に定めがないものは、事業者の負担とする。」とありますが、これは再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適用させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。「協議の上、合意により追加費用の負担を決定する。」等に改定いただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 163 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 16 | 11 | 第38条 | | | | | | 第38条 運営・維持管理業務の計画書 | 現時点での運営・維持管理業務の計画書がございましたら、開示してください。 | 運営・維持管理業務全体の計画書はありませんが、修繕に関して一部計画的に実施するものについては、守秘義務対象資料のNo.52202_02_01_エレベーター改修工事_県が実施する修繕業務～No.52204_02_03_空調機内部冷温水コイル修繕工事_県が一部実施する修繕業務をご確認ください。 |
| 164 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 17 | 33 | 第42条 | (7) | | | | | 第42条 事業者による表明及び保証 | 「事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円であること」とあるが●円は県が定めるのでしょうか。どの時点で提示するのでしょうか。本契約書において、代表企業、構成企業がSPCを補償する建付けであるにも関わらず、県の独断で資本金及び資本準備金を規定する合理的な根拠を開示してください。 | 事業者の提案に従って記入します。なお、会社法の許容する範囲内の金額にて提案いただく想定です。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|--|-------|----|--------------|-----|-----|--|--|--|---|---|---|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | |
| 165 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 18 | 1 | 第42条 | (8) | | | | | 第42条 事業者による表明及び保証 | 監査役会について、グループで応募する場合、SPCの出資企業から監査役を選出してもよろしいでしょうか。 | 差し支えございません。 |
| 166 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 18 | 36 | 第43条 | 2 | (6) | | | | 第43条 事業者による誓約事項 | 「事業者は、～資本金及び資本準備金の合計額を●円以上に維持すること」とありますが、「●円」は県が定めるのでしょうか。どの時点で提示するのでしょうか。本契約書において代表企業、構成企業がSPCを補償する建付けであるにも関わらず県の独断で資本金及び資本準備金を規定する合理的な根拠を開示してください。 | No.164の回答をご参照ください。 |
| 167 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 21 | 29 | 第47条 | | | | | | 第47条 事業者の兼業禁止等 | 「事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に関わる業務ならびに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない」とありますが、ここでいう事業者がSPCのことを指しているかと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 168 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 22 | 33 | 第49条 | 4 | | | | | 第49条 政策変更 | 「県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない」とあるが政策変更でかかる業務量は増加するが、支出額は減少しない。当該支出は県負担額と利用料収入等(=逸失利益)の合算で成り立っている為、事業者負担ですとリスクが高く不平等であるため県による損失補填にいただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 169 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 22 | 33 | 第49条 | 4 | | | | | 第49条 政策変更 | 「事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない」という記載がございます。政策変更に関する責任は県にあるので、本件に関するロスシェアについては、100%県に負担していただくことについて、競争的対話の中で協議させていただくことは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 170 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 23 | 20 | 第50条 | 4 | | | | | 第50条 法令改正 | 「県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない」とあるが法令改正でかかる業務量は増加するが、支出額は減少しない。当該支出は県負担額と利用料収入等(=逸失利益)の合算で成り立っている為、事業者負担ですとリスクが高く不平等であるため県による損失補填にいただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 171 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 23 | 20 | 第50条 | 4 | | | | | 第50条 法令改正 | 法令改正に関する責任は県にあるので、本件に関するロスシェアについては、100%県に負担していただくことについて、競争的対話の中で協議させていただくことは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 172 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 24 | 7 | 第51条 | 3 | | | | | 第51条 税制改正 | 「県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない」とあるが税制改正でかかる業務量は増加するが、支出額は減少しない。当該支出は県負担額と利用料収入等(=逸失利益)の合算で成り立っている為、事業者負担ですとリスクが高く不平等であるため県による損失補填にいただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 173 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 24 | 28 | 第52条 | 4 | | | | | 第52条 不可効力 | 「県は、事業者が生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない」とあるがコロナ禍の場合と同様に、完全に施設損壊しない限り復旧作業に取り掛かる為、支出額は減少しない。当該支出は県負担額と利用料収入等(=逸失利益)の合算で成り立っている為、事業者負担ですとリスクが高く不平等であるため県による損失補填にいただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 174 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 24 | 28 | 第52条 | 4 | | | | | 第52条 不可抗力 | ロスシェアについては、100%県に負担していただくことについて、競争的対話の中で協議させていただくことは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 175 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 26 | 12 | 第56条 | | | | | | 第56条 利用料金の変更 | 利用料金額を変更する際、利用者への告知期間はどの程度確保すればよろしいでしょうか。 | 利用受付の時期や方法が事業者の提案によることから、具体的な告知期間の設定はありません。なお、2019年10月1日に芸術劇場の利用料金を改定した際は、2019年5月16日から周知を開始し、2019年10月1日の利用申込分から改定後の利用料金を適用しています。 |
| 176 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 26 | 23 | 第57条 | 2 | | | | | 第57条 計画収入額と実収入額の差額還元 | 基準収入額の115%を上回った場合の当該超過額の支払金について、事業者の負担する消費税を計算したうえで70%という解釈でよろしいでしょうか？ ※仮に100万円(消費税込)超過した場合、70万円を県に支払うと、消費税が含まれていないため、事業者が負担する消費税(単純計算で7万円)が別途発生します。 よって、636,364円を県に支払い、差額分63,636円はSPCが消費税として納税ということになると思います。 | 事業者及び県は、プロフィットシェア及びロスシェアの支払に係る消費税等の支払債務をそれぞれ負担します。 |
| 177 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 29 | 33 | 第66条 | 1 | | | | | 第66条 運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償 | 「かかる引渡しに先立ち、運営権設定対象施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で」と規定されるのであれば、事業者への引渡し時も同様の条件とすべきで、このままでは著しく事業者の不平等であるため、第29条(運営権設定対象施設の引渡し)においても同様に、引き渡し前に検査を行い、要求水準書に適合した状態を双方合意の上で確認する規定としていただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 178 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 29、30 | — | 第66条 第67条 | | | | | | 第66条 運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償 第67条 契約終了による事業者所有資産の取扱い | 更新投資、新規投資の共々簿価での買い取りについて明記されていますが、買取を決めるのは投資前か投資後のどちらでしょうか。 | 投資前に県と協議をし、買取となるかを決定します。 |
| 179 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 30 | 9 | 第66条 | 2 | | | | | 第66条 運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償 | 「②それ以外の更新投資の対象部分については、かかる補償は行われぬものとする。」とありますが、県の所有に属する施設において一体的に付随するものであることから、県の補償としていただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 180 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 30 | 11 | 第66条 | 3 | | | | | 第66条 運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償 | 「運営期間中において既に存在していた契約不適合」とは、運営開始前の引き渡し時において予見し得なかった不可抗力によるもので、事業者に帰責事由があるとはいえず事業者へのリスクが高く不平等であるため、当該費用は県の負担にいただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 181 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 30 | 23 | 第67条 | | | | | | 第67条 契約終了による事業者所有資産の取扱い | 契約終了後、約1年程度(最低でも6カ月以上)SPCを存続させる必要性が考えられますが、会社存続期間中の事務費用等についてはどこに計上すればよいでしょうか。最終年度でしょうか。 | 事業者にて判断ください。 |
| 182 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 30 | 29 | 第67条 | 1 | (1) | | | | 第67条 契約終了による事業者所有資産の取扱い | 「当該資産を時価で売却しなければならない」とありますが、「時価」の算定方法を開示してください。 | 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び事業者が合意する客観的で公平な方法(直近の帳簿価格による場合、県及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等)により定められた価格をいいます。なお、具体的な算定方法は明らかにしません。 |
| 183 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 31 | 7 | 第67条 | 3 | | | | | 第67条 契約終了による事業者所有資産の取扱い | 各買取対価の支払について、「施設の引渡しを受けた日又は第1項各号に基づき買い取った資産の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降」とありますが、契約終了しているにもかかわらず当該対価支払いを完了するまでSPCを存続させなければならない、清算に支障があり著しく事業者の不利益となる為、支払いを特段の事情がない限り6ヶ月から1ヶ月に変更していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 184 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 31 | 18 | 第68条 | | | | | | 第68条 違約金等 | 消費税に関する考え方を教えてください。 | 税務上の取扱いについては、所管税務署又は国税局にお問い合わせください。 |
| 185 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 32 | 13 | 第69条 | 3 | | | | | 第69条 損失補償 | 「実施契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。」について、運営権対象外施設まで含まれるのは範囲が広くPFI事業の範疇を超えているため、運営権対象外施設の文言は削除していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、運営権対象外施設もPFI事業としての範疇です。 |
| 186 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 33 | 9 | 第72条 | 4 | | | | | 第72条 成果物の利用 | 再整備型PFIでないにも関わらず本条項を策定した趣旨と想定されているリスクを具体的に開示してください。 | 再整備型PFIでなくとも、更新投資の場合等、適用の可能性はあり得るものと考えております。 |
| 187 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | | 33 | 9 | 第72条 | 4 | | | | | 第72条 成果物の利用 | 著作者に対し、著作権法上の「氏名表示権」と同一性保持権”を行使し、又はさせてはならない。とありますが運営権設定対象施設に対して、想定されている内容と、県以外の著作者が存在しているのであれば、詳細を開示してください。 | 現時点で具体的に想定しているものではなく、個別具体的状況に応じて対応することを想定しております。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|-----|--------------|------|----|-----|---|-------------------|----------------------|---|--|
| | 資料名 | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | |
| 188 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 33 | 15 | 第72条 | 4 | (2) | | | 第72条 成果物の利用 | 本条項では、「譲渡」との記載がありますが、事業者の義務となる「著作者に対し、著作権法上の”氏名表示権”同一性保持権”を行使し、又はさせてはならない。」の内容で「譲渡」に該当する内容とはどのような事態か、想定されている内容を具体的に説明していただけますでしょうか。 | SPCに対して融資を行う金融機関がステップインを行う場合が考えられますが、これに限られるものではございません。 |
| 189 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 33 | 16 | 第72条 | 4 | (3) | | | 第72条 成果物の利用 | 本条項では、事業者の構成企業ではない県が委託する第三者による成果物への複製等にまで、事業者に対応を義務づける事は明らかにPFI事業の範疇を超えた内容であると考えます。実施契約書にそぐわない為、当該条項は削除いただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 190 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 33 | 20 | 第72条 | 4 | (5) | | | 第72条 成果物の利用 | 本条項では、実施契約の終了後に事業者が実施することのない範疇外の内容まで含まれており今回のPFI事業の範疇を超えた内容であると考えます。実施契約書にそぐわない為、又、事業終了後はSPCは解散となることもあり、過大なリスクとして条文構成上矛盾が生じるので、当該条項は削除いただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 191 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 33 | 33 | 第74条 | 1 | | | | 第74条 第三者の有する著作権の侵害防止 | 本条保証の対象が運営権設定対象施設が含まれており、本条を規定するにあたり事前に運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害していないかの調査を当然行われているものと存じます。これら調査結果を事業者が保証するとされる内容につき詳細を開示いただけますでしょうか。実施されていなかった場合は、「権利能力平等の原則」「私的自治の原則」に則っておりませんので当該条項を削除・修正いただけますでしょうか。 | 実施契約書第74条第1項から「及び運営権設定対象施設」を削除します。 |
| 192 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 34 | 5 | 第75条 | | | | | 第75条 第三者の知的財産権等の侵害 | 保証の対象に運営権設定対象施設が含まれており、屋上の美術品等も含まれております。本条を規定するにあたり、事前に運営権設定対象施設が第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権に抵触していないかの調査を当然行われているものと存じます。これら知的財産権に関する調査結果を、事業者が保証するとされる項目ごとに詳細を開示いただけますでしょうか。実施されていなかった場合は、「権利能力平等の原則」「私的自治の原則」に則っておりませんので、当該条項を削除・修正いただけますでしょうか。 | No. 191の回答をご参照ください。 |
| 193 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 35 | 15 | 第78条 | | | | | 第78条 金融機関等との協議 | 「当該金融機関等との間で協定書を締結する」とありますが、当該県と当該金融機関と締結する協定書に係る弁護士費用等については全額県負担という理解でよろしいでしょうか。(当該金融機関との費用案分となるとSPCへの融資の諸費用として転嫁され提案の収支計画に影響が出るため。) | 事業者の負担です。 |
| 194 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙2 | 業務委託請負先 | 1 | | | | | 別紙2 業務委託請負先 | 業務委託請負先の表に、SPCから直接委託される企業のみを記載する場合は、記載される企業は構成企業または協力企業のみという認識で合っていますか。 | お見込みのとおりです。 |
| 195 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙2 | 業務委託請負先 | 1 | | | | | 別紙2 業務委託請負先 | 業務委託請負先の表には、SPCから直接委託する企業を記載するのでしょうか。再委託、再々委託される企業は数が膨大になるため、記載する必要はないという認識でよろしいでしょうか。 | 第13条第1項及び第2項で「当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し」と記載されているように、SPCの直接の相手方をご記載いただけます。 |
| 196 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙2 | 業務委託請負先 | 1 | | | | | 別紙2 業務委託請負先 | 業務委託請負先には、維持管理業務については、施設維持管理統括企業を担う企業名を記載すればよろしいでしょうか。 | No. 195の回答をご参照ください。 |
| 197 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙2 | 業務委託請負先 | 1 | | | | | 別紙2 業務委託請負先 | 構成企業・協力企業の別については、SPCに対して出資しているか否かという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 198 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙3 | 要求水準等未充足時の措置 | 1、2 | 10 | 2 | | | 2 ペナルティポイントの付与及び違約金等 | 運営事業開始準備業務の間も、ペナルティポイントが適用されると認識しておりますが、準備業務期間中は緩和条件(特に軽微な支障)について、競争的対話の中で協議させていただくことは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 199 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙3 | 要求水準等未充足時の措置 | 1、2 | 10 | 第1 | 2 | (1) (2) (3) | 2 ペナルティポイントの付与及び違約金等 | (1)はレベル1、(2)はレベル2、(3)はレベル3のレベル毎のペナルティポイント付与方法と違約金について記載がありますが、ペナルティポイントはレベル別に累積されると理解していいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 200 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙3 | 要求水準等未充足時の措置 | 1、2 | 10 | 第1 | 2 | (1) (2) (3) | 2 ペナルティポイントの付与及び違約金等 | ペナルティに対して県費用負担額(運営・維持管理業務)に0.1%、2%を乗じて算出するという記載がございますが、それぞれの数字の根拠をご教示ください。 | 本事業の収入・支出の金額規模等を鑑みて、ペナルティの割合を設定しています。 |
| 201 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙3 | 要求水準等未充足時の措置 | 2 | 24 | 第1 | 2 | (4) | 2 ペナルティポイントの付与及び違約金等 | (4)「ペナルティポイントは、運営権設定対象施設ごと」とありますが、「ごと」は誤記でしょうか。誤記でない場合、どのような区分けで、施設名をご教示ください。 | お見込みのとおりです。実施契約書案別紙3の第1文を削除します。 |
| 202 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙3 | 要求水準等未充足時の措置 | 3 | 1 | 第2 | | | 第2 任意事業に係る業務 | 「事業者による任意事業の実施につき、合理的な理由なく事業提案書に従って実施されていないと判断…」という記載がございます。イベント誘致の状況、技術革新によるような現時点で実施日が明記できないような提案内容については、実施されていないという判断時期はありますでしょうか。 | 個別具体的状況に応じて合理的に判断します。具体的な懸念があれば、必要に応じ競争的対話で協議します。 |
| 203 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 | ガバナンス基本計画 | 9 | | II | 2 | (1) | 図表5 事業者が作成する提出書類 | S P Cは上場企業ではないためキャッシュフロー計算書の作成義務がありません。貸借対照表、損益計算書、事業報告及び附属明細書でよろしいでしょうか。同様に中間計算書類については貸借対照表、損益計算書でよろしいでしょうか。 | 統括管理業務の遂行状況を確認するため、キャッシュフロー計算書を作成し、県に提出していただく必要があります。 |
| 204 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 | ガバナンス基本計画 | 15 | | VI | 1 | (1) | 図表10_是正レベル別の事象例レベル1 | 事象「・整備不良や故障等による施設や設備の短期間の停止」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適合させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。3月17日の現地見学会において現館長自ら、設備が古く修繕は実施しているが舞台設備等が度々動かなくなる時がある(まさに短期間の停止に該当)と説明されていました。現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。本条文のリスクが高いままですとレンダ側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者が更新した部分で重大な支障がある場合」などに改定いただきたい。 | 原案のとおりとします。図表第10に示す「是正レベルの事象例」は例示であり、前提として「要求水準書等に規定する水準及び仕様等」を満たしていない場合に適用するものです。例えば舞台機構に故障が生じた場合、要求水準書「第3.舞台設備保守管理業務」の規定により対応することとしており、同項目3(3)のとおり「正常に機能しないことが明らかになった場合は保守交換、分解整備、調整等適切な方法により対応する」ことを求めています。具体的には、舞台機構が故障した場合、貸館に影響が出ないよう翌日利用時間までに可能な限りの対処(委託業者による夜間作業等)をすることが現在の運用ですが、時間外であることを理由に翌日まで放置し、何も対処せず、翌日の貸館利用に影響が出たなどの事象が生ずれば、ペナルティの対象とする可能性があります。 |
| 205 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 | ガバナンス基本計画 | 15 | | VI | 1 | (1) | 図表10_是正レベル別の事象例レベル1 | 事象「・業務報告の不備・重要な連絡や報告の内容の不備」とは、具体的には、月次・年次報告書などで提出すべき資料が含まれていなかった場合という理解でよろしいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 206 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 | ガバナンス基本計画 | 15 | | VI | 1 | (1) | 図表10_是正レベル別の事象例レベル2 | 事象「・整備不良や故障等による施設や設備の長期間の停止・合理的な理由のない不具合等の放置・頻発するトラブル等に対して必要な対策等を講じない場合」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適合させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。3月17日の現地見学会において現館長自ら、設備が古く修繕は実施しているが舞台設備等が度々動かなくなる時がある(長期間の停止や頻発するトラブル等の原因に該当)と説明されました。現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。本条文のリスクが高いままですとレンダ側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者が更新した部分で重大な支障がある場合」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。図表第10に示す「是正レベルの事象例」は例示であり、前提として「要求水準書等に規定する水準及び仕様等」を満たしていない場合に適用するものです。例えば舞台機構に故障が生じた場合、要求水準書「第3.舞台設備保守管理業務」の規定により対応することとしており、同項目3(3)のとおり「正常に機能しないことが明らかになった場合は保守交換、分解整備、調整等適切な方法により対応する」ことを求めています。よって、長期間の停止のみをもってペナルティの対象とするものではなく、「適切な対応」を怠ったと認められる場合、ペナルティの対象とする可能性があります。 |
| 207 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 | ガバナンス基本計画 | 15 | | VI | 1 | (1) | 図表10_是正レベル別の事象例レベル3 | 事象「安全装置の不備等による人身事故の発生」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適合させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。3月17日の現地見学会において現館長自ら、設備が古く修繕は実施しているが舞台設備等が度々動かなくなる時がある(人身事故の原因となる重要な要素に該当)と説明されていました。現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。修繕リスクが高いままですとレンダ側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者の故意の過失により人身事故の発生」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。図表第10に示す「是正レベルの事象例」は例示であり、前提として「要求水準書等に規定する水準及び仕様等」を満たしていない場合に適用するものです。よって、人身事故の発生のみをもってペナルティの対象とするものではなく、要求水準書で規定する業務を怠ったことを起因とした人身事故であると認められる場合、ペナルティの対象とする可能性があります。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 | |
|-----|------------------------|--|----|----|------------|-----|-----|--|--|--|------|--------------------------------------|--|---|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | | |
| 208 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (2) | | | | | 図表11_ペナルティポイント レベル1 | 事象「軽微な支障がある場合」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適応させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。3月17日の現地見学会において現館長自ら、設備が古く修繕は実施しているが舞台設備等が度々動かなくなる時がある(まさに軽微な支障に該当)と説明されていました。現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。修繕リスクが高いままですとレンダー側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者が更新した部分で軽微な支障がある場合」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。No. 204の回答をご参照ください。 |
| 209 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (2) | | | | | 図表11_ペナルティポイント レベル2 | 事象「重大な支障がある場合」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適応させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。3月17日の現地見学会において現館長自ら、設備が古く修繕は実施しているが舞台設備等が度々動かなくなる時がある(結果、重大な支障がある場合にも当てはまる)と説明されていました。現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。修繕リスクが高いままですとレンダー側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者が更新した部分で重大な支障がある場合」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。No. 206の回答をご参照ください。 |
| 210 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (2) | | | | | 図表11_ペナルティポイント レベル3 | 事象「人命に関わる場合」は、適用範囲が広く、特定業務を適切に運営していたにもかかわらず、利用者の過失などの不可抗力により発生するケースも含まれてしまい、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。本条文のままですとレンダー側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者の故意の過失により、人命に関わる場合」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。ペナルティポイントは3(2)に記載のとおり「是正勧告」を行った場合に加算することを前提としており、ご質問で例示の「特定業務を適切に運営していたにもかかわらず、利用者の過失などの不可抗力により発生するケース」と判断できる場合は、ペナルティポイントの対象となりません。 |
| 211 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (2) | | | | | 図表11_ペナルティポイント レベル3 | 事象「周辺環境に重大な影響を及ぼす場合」とは、再整備型PFIにおける基準であり、本件の様な部分修繕等のみである既存の建物・設備に適応させるのは、事業者にとって非常に過大なリスクとなります。本項では経年劣化などの不安定な要素がある中で、特定業務を適切に遂行していたとしても、現状の修繕計画範囲では建物・設備は大規模改修しない限り、ペナルティの対象となる様な事象は解消されません。修繕リスクが高いままですとレンダー側からもデフォルトと判断されます。本項を「事業者の故意の過失により周辺環境に～」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。ペナルティポイントは3(2)に記載のとおり「是正勧告」を行った場合に加算することを前提としており、ご質問にある「特定業務を適切に遂行していた」と判断できる場合は、ペナルティポイントの対象となりません。 |
| 212 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (3) | | | | | 図表12 県費用負担額(運営・維持管理業務) ※年額に対する違約金の割合 | 違約金の割合の解釈に間違いがないか確認させてください。 「当該事業年度の県費用負担額(運営・維持管理業務)の合計額」とは、初年度であれば運営事業開始準備業務にかかる県負担額ということでしょうか。 ※様式D-2-②の運営費負担収入⑤ また2年目以降は「統括管理、維持管理、運営、活性化」にかかる県負担額ということでしょうか。 ※様式D-2-②の運営費負担収入①～④ | お見込みのとおりです。 |
| 213 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙4 ガバナンス基本計画 | 18 | | VI | 3 | (3) | | | | | (3) ペナルティポイントの違約金への反映 | 違約金を「初期投資額の10%又は年間売上額の20%のうちいずれか高い方の額を基本とし…」という記載がありますが、初期投資額の定義をご教示ください。また、10%と20%の数値の設定根拠をご教示ください。 | 初期投資額とは一般的に、事業を開始するために必要となった資金のうち、改装費用や設備導入など、長期的な資産の取得に要する資金を指しますが、具体的な想定があれば、競争的対話においてご質問ください。また、10%と20%の規定については、本県における他事例を参考にするとともに、本事業の収入・支出の金額規模等を鑑みて設定しています。 |
| 214 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添1)愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案) | 4 | 19 | 第10条 | | | | | | | 第10条 ファシリテーターの活動 | ファシリテーターは、本条に則って事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを協議会を通じて事業者に対して行えると解釈されます。その場合、収支計画は大幅な修正を余儀なくされるなど、D-2事業収支に係る提案書は意味をなさないので、レンダー側からもデフォルトと判断されます。当該条文を削除していただく、もしくは「県の追加負担により実施を検討する。」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。事業者の提案を含めた契約書関連文書等がガバナンスの適用基準となり、協議会等運営ガイドライン(案)第8条に示すとおり、契約書関連文書に記載のない事項・事象については、まずは協議会等での協議となります。すなわち、ご質問の「事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを協議会を通じて事業者に対して行える」状況は生じないものと考えます。 |
| 215 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添1)愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案) | 5 | 2 | 第10条 | 5 | | | | | | 第10条 ファシリテーターの活動 | ファシリテーターの活動費及び一定の報酬について、「事業者と県が折半して負担する」とありますが、当該人選が不明な段階で積算は不可能です。また選ばれる人物によって金額が大きく変動します。提案金額が審査の対象となっている以上、応募者の提案とするには無理があり、審査の公平性・平等性の点でも問題ですので、応募者すべてに県の指定金額による各様式への計上を指示していただく、もしくは「当該費用は全額県の負担とする」と改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。ファシリテーターの活動費等については、公募段階において報酬費用等の参考金額を提示することは予定していません。事業開始後、協議会において定めることとなります。なお、県としては、県で有識者を委嘱する場合の報酬額を基準としたいと考えており、あまりに高額な報酬を支払うことは想定していないことから、積算上多大な影響を及ぼすものではないと考えます。 |
| 216 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添1)愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案)(別添)協議会等運営ガイドライン(案) | 9 | 11 | 第11条 | (1) | | | | | | (1) 「説明責任」ツールの検討と実施 | 本条で規定される「説明責任」ツール及び「複数の説明責任」体系とは、それぞれどのような物を指しているのでしょうか。具体的な資料名等をお示しください。 | 当該規定は、出資者等、利用者、県民など、複数の利害関係者に対してそれぞれ説明責任が求められることになる旨を一般的に説明しています。多様な利害関係者に対してどのような説明責任が生ずるか、その説明に必要な方策はどのようなものかを、提案者において検討してください。 |
| 217 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添1)愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案) | | | | | | | | | | 愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等名簿 | 協議会の設置について、別表でそれぞれの会議参加員・議員の名簿を作成することとなっていますが、各会議の参加者全員の名簿を提出するのでしょうか。また、運営時に参加者が変更になる可能性もあるかと思いますが、変更時は変更者を通知するのみで問題ないのでしょうか。 | 別表名簿については、構成員全員の名前の記載をお願いします。また、名簿は事業者と県で交わす「協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書」に含まれるため、事業者・県のどちらかで変更が生じた際には、当該確認書を更新する必要があります。 |
| 218 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 1 | 15 | 第3条 | | | | | | | 第3条 【機関の機能】 | 本条で規定される「ファシリテーション」と「協議会等運営ガイドライン」で規定されている「ファシリテーター」とは、どのように役割分担されるのか、明確にいただけますでしょうか。 | 第三者機関設置要綱(案)第3条は、当該機関が官民協議の仲介役(ファシリテーション)の機能を持つ旨を規定しています。その上で、同要綱(案)第15条によりファシリテーターの設置を規定し、その役割等を「協議会等運営ガイドライン」(特に同ガイドライン第7条)で説明しています。 |
| 219 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 1 | 15 | 第3条 | | | | | | | 第3条 【機関の機能】 | ファシリテーションは中立性と客観性により自ら意見を出さない事が必須です。従って、ファシリテーションとアドバイスは、求められる機能から、同一機関においては両立しませんが改定されますでしょうか。 | 原案のとおりとします。第三者機関によるアドバイスも、その中立性・客観性を基礎とするものであり、両者は両立します。「契約書関連文書」(民間事業者の提案内容を含めて)に基づく官民双方の円滑な業務遂行と成果の実現を促進するために、中立かつ客観的な立場から、時に官民の間に入り、時に官民のどちらかもしくは双方に方向性を示すことが想定され、期待されています。 |
| 220 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 2 | 18 | 第7条 | | | | | | | 第7条 【機関による提案】 | 機関の目的から、本条に則って事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを、機関が事業者に対して提案書を考慮せず予算外視で提案できるように解釈されます。その場合、収支計画は大幅な修正を余儀なくされるなど、D-2事業収支に係る提案書は意味をなさないので、レンダー側からもデフォルトと判断されます。当該条文を削除していただく、もしくは「県の追加負担により実施を検討する。」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。事業者の提案を含めた契約書関連文書等がガバナンスの適用基準となり、協議会等運営ガイドライン(案)第8条に示すとおり、契約書関連文書に記載のない事項・事象については、まずは協議会等での協議事項とします。なお、第三者機関による提案は、第三者機関設置要綱第2条に掲げる目的のために行うものであり、事業者が提案書に基づき適切に業務を遂行し、事業効果を挙げているのであれば、質問にある「大幅な修正を余儀なくされる」ような自体は生じないと考えています。すなわち、ご質問の「事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを、機関が事業者に対して提案書を考慮せず予算外視で提案」することは、第三者機関の活動外であるため、このような状況は生じないものと考えます。 |
| 221 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 2 | 18 | 第7条 第8条 | | | | | | | 第7条 【機関による提案】 第8条 【機関による勧告】 | 当該条文により提案書外の新たに採用・導入・改定された内容は、モニタリングの是正レベルの対象となります。 | 第三者機関が、事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組を提案することはないものと考えております。第三者機関の提案及び勧告を受け、事業者が主体的に新たに採用・導入・改定した事項があれば、モニタリングの是正レベルの対象とします。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|-------------------------------|-----|----|------|--|--|--|--|--|--|---|--|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | |
| 222 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 2 | 22 | 第8条 | | | | | | 第8条 【機関による勧告】 | 機関の適用基準は提案書が含まれておらず、機関の目的から、本条に則って事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを、機関が独自に事業者に”勧告”し、事業者はこれらの勧告を拒否できず”受諾”する建付けとなっています。その場合、収支計画は大幅な修正を余儀なくされるなど、D-2事業収支に係る提案書は意味をなさないので、レンダー側からもデフォルトと判断されます。当該条文を削除していただく、もしくは「県の追加負担により実施を検討する。」などに改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。第三者機関設置要綱(案)の第5条の適用基準で定める、「実施契約」の「その他契約関連文書」には事業者からの提案書も含まれます。よって、提案書に記載した内容を超えた勧告はあり得ず、逆に提案書の内容が実施されていない場合に勧告をし、事業者に受諾を求めるものです。そのため、提案書の内容に係る予算措置がなされるとともに、適切に事業が実施できていれば、収支計画の修正は発生しないものと考えます。 すなわち、ご質問の「本条に則って事業者が提案書に記載した内容以外の新たな取組みを、機関が独自に事業者に”勧告”」することは、第三者機関の活動外であるため、このような状況は生じないものと考えます。 |
| 223 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 3 | 11 | 第12条 | | | | | | 第12条 【機関の運営経費】 | 運営経費について、「事業者と県が折半して負担する」とありますが、当該費用には構成員の報酬が含まれており、当該人選が不明な段階で積算は不可能です。また選ばれる人物によって金額が大きく変動します。提案金額が審査の対象となっている以上、応募者の提案とするには無理があり、審査の公平性・平等性の点でも問題ですので、応募者すべてに県の指定金額による各様式への計上を指示していただく、もしくは「当該費用を全額、県の負担とする」と改定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。第三者機関の運営経費等については、公募段階において報酬費用等の参考金額を提示することは予定していません。事業開始後、協議会において定めることとなります。なお、県としては、県で有識者を委嘱する場合の報酬額を基準としたいと考えており、あまりに高額な報酬を支払うことは想定していないことから、積算上多大な影響を及ぼすものではないと考えます。 |
| 224 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案) | 3 | 22 | 第15条 | | | | | | 第15条 【ファシリテーター】 | ファシリテーターの配置は必須でしょうか。条文からは構成員一人からでも要請できるとあり、また、協議会等運営ガイドラインからもファシリテーターの規定がなされていることもあり、県としては実質配置の前提との認識でしょうか。 | 第三者機関の1名以上の構成員からの要請があった場合にファシリテーターを選定することとしておりますが、本事業は劇場におけるコンセッション案件として先事例のない事業遂行となることを鑑み、ファシリテーターの配置が望ましいと考えています。本県におけるコンセッション事業の先事例においては、特に事業開始後の数年間において、官民の様々な協議が実施されていますが、それらの中には、官民主体の真摯かつ丁寧な数回の協議をもっても解決に至らない事項があります。継続協議とし、後日改めて数次の協議を実施することもありますが、それをもってしても解決に至らないことがあります。その際、ファシリテーターが役割を担い、機動的に調整を行い、官民間で慎重な議論を重ね課題を解決してまいりました。官民間の課題解決の可能性を高めるためのファシリテーターの配置は重要であると考えます。 |
| 225 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙7 運営費用県負担額に係る支払方法 | 6 | 5 | 1 | | | | | | 1 運営費用県負担額(運営事業開始準備業務)の支払時期 | 「県は、～請求書を提出する」とありますが、当該業務にかかる県負担額を請求するのは事業者であると思われ ます。ご確認をお願いいたします。 | お見込みのとおりです。実施契約書案別紙7を修正します。 |
| 226 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙7 運営費用県負担額に係る支払方法 | 6 | 6 | 1 | | | | | | 1 運営費用県負担額(運営事業開始準備業務)の支払時期 | 「運営事業開始準備業務の終了後に請求書を提出」とありますが、1年間に渡る準備業務でのかかる経費を、事業者は原資がないため短期資金調達することになり県負担額的面でもFVMの観点に逆行しているため、運営業務と同様に年4回の支払としていただけますでしょうか。 | 運営事業開始準備業務については、事業者の提案により収支計画が大きく異なることが想定されるため、原則は原案のとおりとしますが、収支計画により複数回の支払いを希望する場合は、事業者と県で協議するものとし ます。 |
| 227 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定 | 1 | 10 | 1 | | | | | | 1 基本的な考え方 | 「改定の要不要を確認し、県へ書面により報告を行わなければならない。」とありますが、毎年6月末日時点の見直しに対して当該書面の提出期限はありますか。 | 提出期限は定めていませんが、県の予算プロセスを鑑みて7月上旬までにご提示いただくことを想定していま す。 |
| 228 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定 | 1 | 18 | 2 | | | | | | 2 事業期間の開始年度の運営費用県負担額 | 今の県負担額改定の内容では、改定が決まってから翌年度に改定実行までの期間、費用アップ分が事業者負担になってしまい、事業者の収支に影響が出てしまう可能性につながりかねません。改定が決まってから翌年度に改定実行までの期間にわたる費用アップ分の負担について、補填していただくような施策を実行していただかせ んでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 229 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定 | 1 | 18 | 2 | | | | | | 2 事業期間の開始年度の運営費用県負担額 | 毎年6月末日時点で翌事業年度以降の運営費用負担額の支払額を改定が決定し、翌事業年度の4月から5月頃を目途に改定が実行されるという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 230 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定 | 2、3 | | | | | | | | ・表 事業期間の開始年度の運営費用県負担額の改定基準 ・表 事業期間の開始年度の翌年度意向の運営費用県負担額の改定基準 | 改定に用いる基準が厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数(年度)(事業規模5人以上、調査産業計、現金給与総額)となっています。本件はオープンブック方式のため、最低賃金を指数として使用して頂けません でしょうか。 賃金指数と最低賃金の変動幅に乖離があり実際の人件費に追いついておりません。本件は維持管理・運営のみです ので、業務割合に対し人件費率が高くなります。良い人材の確保が事業成功のポイントであると考えておりま す。ご検討をお願いします。 | 実施契約書案別紙8では「他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定す ることができるもの」としているため、県及び事業者が、双方合意の上で、指標を改定することは可能です。指 標の改定については、実施契約締結後に県と事業者で協議の上、決定します。 |
| 231 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙8 物価変動に基づく運営費用県負担額の改定 | 2、3 | | | | | | | | ・表 事業期間の開始年度の運営費用県負担額の改定基準 ・表 事業期間の開始年度の翌年度意向の運営費用県負担額の改定基準 | 使用する指標について、a人件費変動指数「厚生労働省_毎月勤労統計調査の賃金指数(年度)事業規模5人以上、調査産業計、現金給与総額」となっておりますが、昨今の人件費の上昇を適切に反映している指標ではないた め、最低賃金を指標として取り扱って頂けないでしょうか。 | No.230の回答をご参照ください。 |
| 232 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 6 | 3 | 1 | | | | | | 1 基本的事項 | オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則によれば、「維持管理業務において」とありますが、維持 管理業務にだけ適用されるとの解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 233 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 6 | 6 | 1 | | | | | | 1 基本的事項 | 「個別専門業者」とありますが、別紙1定義集には記載ありません。こちらは別紙2業務委託先のうち維持管理 業務に係る委託先との理解でよろしいでしょうか。 | 個別専門業者は、施設維持管理統括企業が、「建物全体の維持管理業務」を実施するために委託する企業を示し ます。 |
| 234 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 6 | 8 | 1 | | | | | | 1 基本的事項 | 「④第三者による監査…」という記載がございますが、別紙4に記載がある複数の有識者により構成する「第三 者機関」、またはSPCが行うセルフモニタリングのどちらが該当するのでしょうか。 | 事業者のセルフモニタリングとして、第三者の監査を受けてください。 |
| 235 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 6 | 11 | 2 | | | | | | 2 業務費用の情報開示(表) | 施設維持管理統括企業は、構成企業または協力企業が担うという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 236 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 6 | 11 | 2 | | | | | | 2 業務費用の情報開示(表) | 施設維持管理統括企業は、募集要項に定めがある愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の全てを元請する のでしょうか。 | 原則元請けとしますが、合理的な理由がある場合、県と協議の上複数社とすることも可能です。 |
| 237 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 7 | | 2 | | | | | | 表1 事業者が県に開示する業務原価等に関する情報の内容 | 「現場担当者の人件費」とありますが、対象は事業者が直接雇用する人員との理解でよろしいでしょうか。 | 「現場担当者の人件費」の対象は、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務を担う企業の担当者となります。 |
| 238 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 8 | | 3 | | | | | | 表2 オープンブックの実施にあたっての役割分担(案) | 「(4)専門業者に対する支払いの妥当性の確認」とありますが、次ページ 表3「個別専門業者への支払い事務 (例示)」に記載の内容が”妥当性の確認”についての具体例という認識でよろしいでしょうか。 | 表3「個別専門業者への支払い事務(例示)」は、具体例ではありません。妥当性の確認は、例えば、専門業者の 選定にあたり複数社の見積りの比較等により、適切な事業者を選定しているかなどの確認を想定しています。 |
| 239 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 2 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「業務原価見込額」とありますが、別紙1定義集には記載がありません。前章で記述している「業務原価」との 違いを明確にいただけますでしょうか。また、定義されたそれぞれの用語に該当する費目は【様式D-2- ④】【様式D-2-⑥】それぞれのどの欄に記載もしくは対応させるのか、様式記載要領で具体的に明記してくだ さい。 | 「業務原価見込額」は、毎年度の収支計画の中で、提示いただく見込み(予測)の業務原価の金額となります。 また、「業務原価」の様式への記載については、【様式D-2-④】の「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」 の記載区分に、第三者に委託し又は請け負わせることをしない業務にかかる支出と同様に、【様式D-2-④】 別紙】の例示を参考にして記載してください。【様式D-2-⑥】には【様式D-2-④】の「合計の内訳」欄から転 記してください。 |
| 240 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案) | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 9 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「当初の業務原価見込額を超過した場合は、超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額 する」という文言があります。例えば来館者の増加に伴う清掃費等の増加(売上増加に伴う費用の増加)、物価 高や人件費高騰に伴う委託費の増加等が生じた場合、マネジメントフィーで調整することになるのでしょうか。 SPCについては、費用の増加に対して興行収入、賃料収入の増加に価格転嫁が出来るのに対して、施設維持管理 統括企業については、原価のみ増えて、売上に転嫁できないことで、業務の継続性に懸念が生じます。そのため、 売上増加に伴う費用の増加、物価高や人件費高騰に伴う委託費の増加等が生じた場合、マネジメントフィー で調整する想定であれば、その見直しについて競争的対話内で議論させていただけないでしょうか。 | 「原則としてマネジメントフィーから減額」としてありますが、合理的な理由(売上増加に伴う費用の増加な ど)により超過する場合は、マネジメントフィー以外の項目から減額することを県と事業者の協議により判断し ます。 なお、人件費等の高騰について、実施契約書 別紙8に従い、運営費用県負担額の改定を行う場合があります。 |

| No | 該当箇所 | | | | | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|-------------------------------|----|----|----|--|--|--|--|--|-------------------------------|--|---|
| | 資料名 | | 頁 | 行目 | 項目 | | | | | | | | |
| 241 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 9 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「当初の業務原価見込額を超過した場合は、超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する」という文言がありますが、当初というのは、毎年度収支計画の策定時を指すのか、提案時点の計画を指すのか、どちらでしょうか。 | 「毎年度収支計画」を示します。 |
| 242 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 10 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する」とありますが、マネジメントフィーには前章表1ですと”各種公租公課”と”支払利息と割引料、支払保証料その他”が含まれているようですが、憲法30条84条と整合性がとれません。また、支払利息等を減額させる当該方式について、金融機関は承諾しないので方式を変更または削除していただけますでしょうか。 | 「各種公租公課」と「支払利息と割引料、支払保証料その他」は減額の対象外とします。実施契約書案別紙10を修正します。 |
| 243 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 10 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する」とありますが、業務原価の対象科目は、【様式D-2-④】費目全てが当てはまると考えると、超過相当額はマネジメントフィーをはるかに上回る金額になります。超過相当額分がマネジメントフィーを超えた場合のSPC収支精算について具体的に明記して下さい。 | 業務原価の対象費目は「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」となります。「SPC収支精算」が不明確ですが、超過相当額分がマネジメントフィーを超えた場合、実施契約書に定める範囲においては、必要な措置を講じます。 |
| 244 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 10 | 6 | | | | | | 6 コストプラスフィー方式について | 「超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する」とありますが、要求水準や業務原価の妥当性、業者の選定プロセス、支払に問題がない場合、減額ではなく、発注者と協議できるよう修正頂けないでしょうか。 | 原則としておりますので、合理的な理由により超過する場合は、県と事業者の協議により判断します。 |
| 245 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 11 | 13 | 7 | | | | | | 7 その他 | 「実施等に関する事業者の費用は、統括マネジメント業務費に含む」とありますが、【様式D-2-④】統括管理業務の欄のどの科目に記載すればよろしいでしょうか。 | オープンブック実施にあたって発生する業務原価（現場担当者の人件費、現場担当者の人件費以外の経費）、マネジメントフィーは【様式D-2-④】の区分（人件費、物件費、役務費、その他）に合わせて、適宜ご記載ください。 |
| 246 | 添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案） | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | | | | | | | | | 別紙10 オープンブック及びコストプラスフィー方式実施細則 | 現指定管理者のオープンブック、コストプラスフィーについて、事業者が開示するのと同じ様式で、直近3年間の実績を開示ください。 | 現指定管理者は、オープンブック、コストプラスフィーを前提で業務を実施していないため、開示出来ません。 |